

令和7年9月11日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 秋山勲
事務局長補佐 加藤邦博
事務局次長 野村美幸
書記 田中浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	簗原 悠太朗
副市長	原 亮一
教育長	城後 慎一
未来創造戦略室長	丸山 隆
総務部長	坂田 智子
企画部長	田中 和己
市民部長	牛島 新五
健康福祉部長	平 武文
建設経済部長	山口 幸彦
教育部長	馬場 浩義
総務課長	清水 正行
財政課長	鵜木 英希
防災安全課長	毛利 昭夫
企画政策課長	石橋 信輝
定住対策課長	松本 伸一
商工・企業誘致課長	隈本 興樹
税務課長	田代 秀明
福祉課長	甲斐田 英樹
子育て支援課長	末崎 聰
健康推進課長	末廣 英子
建設課長	木村 孝
農業振興課長	栗原 勝久
第一整備室長	堤 辰幸
学校教育課長	高巣 雅彦
スポーツ振興課長	栗山 哲也

議事日程第5号

令和7年9月11日（木）開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 古賀邦彦 議員
 - 2 石橋義博 議員
 - 3 坂本治郎 議員
 - 4 高山正信 議員
-

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日、一般質問4日目でございます。本日も最後までよろしくお願ひいたします。

お知らせいたします。古賀邦彦議員、坂本治郎議員要求の資料を配信いたしておりますので、お願いします。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

皆様おはようございます。5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。

傍聴席の皆様、お忙しい中、お越しくださりありがとうございます。インターネット中継を御覧の皆様、御視聴いただきありがとうございます。

質問に先立ちまして、先月来、各地で発生しておる災害により、お亡くなりになられた方、

被災された方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

先月の大雨では、九州各地で線状降水帯が発生し、本市と隣接する耳納山でも時間雨量100ミリを観測しました。まさにどこで起きてもおかしくない災害と言えます。備えは万全か、減災への手だてはなされているのかが問われています。今回の災害でも、空調の整備、トイレの数の確保など、避難所環境の整備が問題となりました。今後は台風シーズンにも入ります。一層の取組を進めていかなければなりません。

それでは、通告に基づき3点について質問いたします。

まず1点目は、災害対策についてお尋ねいたします。

昨年度よりようやく工事が着手された矢部川の堤防強化に向けた取組について。1期目の矢原の工事は完了しているようですが、矢原より上流の工事計画はどうなっているのか、また、今後の工事計画の見込みについて伺います。

続いて、大雨時の水害対策について。用水路の管理はどうなっているのか、全ての水路の水利委員の把握はできているのか、平常時及び非常時における水利委員との連携はどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

さらに、避難所環境の整備として、避難所指定の体育館への空調設置についてお尋ねします。私はこの問題を繰り返し取り上げ、執行部に検討を求めてきました。その後の状況についてお尋ねをいたします。

2点目は、市民生活を守る施策について。

物価高騰対策についてお尋ねします。

先日、共産党市議団は簗原市長へ物価高騰から市民の生活を守るために緊急要望書を提出しました。長引く物価高騰が市民生活を直撃しています。本年は2万品目の値上げが予定されており、多くの市民、とりわけ低所得者や年金生活者、子育て世帯にとって物価高騰の影響が増しています。さらに、八女市内で40年以上にわたり八女ちょうちんの製造販売をしてきた企業や、創業70年の食品会社などの企業倒産も相次いでおり、本市の経済に大きな影響を与えています。

深刻な物価高騰から、市民の命と暮らし、市内事業者のなりわいを守るために、市独自の物価高騰対策を緊急に実施することが必要ではないかと考えます。この点から幾つかのことについてお尋ねします。

3点目は福祉施策について。

国民健康保険税滞納者の窓口負担についてお尋ねします。

続いて、特別障害者手当についてお尋ねします。

特別障害者手当は国から支給される手当ですが、一番知られていない、利用されていない

制度などと言われています。我が党の機関紙「しんぶん赤旗」によれば、長年、特別障害者手当の診断書を書いてきた医師は、車椅子で介助が必要な人や介護保険の認定が要介護3以上の人には認定される可能性があると話していることを紹介し、要介護3以上の人には全国に242万1,000人、このうち手当の対象外の特養ホーム入所者を除いても約186万9,000人、このうち手当を受給しているのは約13万6,000人であり、もっと多くの人に受給できる可能性があると報じております。

この問題について、我が党は本議会においてこれまで数回にわたり取り上げ、市民をはじめ、医療介護の関係者への制度周知の在り方の改善を求めるとともに、審査方法の改善提案を行ってきています。その後の取組状況などについてお尋ねをいたします。

あとの内容については質問席にて行います。執行部におかれましては簡潔明瞭で分かりやすい回答をお願いいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

皆様おはようございます。一般質問4日目もどうぞよろしくお願ひいたします。

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

1、災害対策について、(1)矢部川堤防強化に向けた取組について、アの今年度の計画内容及び今後の工事計画はどうなっているのかというお尋ねでございます。

矢部川堤防補強工事につきましては、現在、福岡県において計画的に事業が推進されております。

令和6年度は、矢原行政区において工事が完了しております。

本年度につきましては、その上流側において、調査、設計及び工事を計画しており、また、対岸の左岸側においても、工事を計画していると伺っております。

引き続き、早期完成に向けて事業主体である福岡県と協議してまいります。

(2)用水路の管理について、アの用水路の担当水利委員を把握しているか及びイの用水路の管理状況を把握しているかについては一括して答弁いたします。

市内の用水路につきましては、主に中の井水利委員会、黒木用水管理委員会、八女市土地改良区、一部事務組合の花宗用水組合と山の井用水組合により維持管理されているところでございます。それ以外の用水路につきましては、関係受益者及び地域の皆様の御協力により管理されていると認識しております。

ウの管理ができていない用水路の対策はどうするのかというお尋ねでございます。

農地の減少などにより管理が困難となった用水路につきましては、関係受益者や地元行政区からの相談や要望を受け、修繕、改修及びしづんせつなどの必要な対応に努めております。

(3)指定避難所への空調の設置について、アの避難所指定体育館への空調設置の検討状況はというお尋ねでございます。

指定避難所である学校体育館及び八女市総合体育館の空調整備につきましては、近年の温暖化の状況や国が避難所機能を強化している観点から、今後の必要性について検討してまいります。

2、市民生活を守る施策について、(1)物価高騰対策について、アのコロナ禍以降、八女市独自の対策を含め物価高騰対策にどう取り組んできたのかというお尋ねでございます。

令和2年度のコロナ禍以降、今年度まで、国の地方創生臨時交付金、基金、寄附金等を活用しながら、令和2年度に実施した事業所応援金事業がんばるバイ八女応援金をはじめ、子育て世帯、高齢者世帯への給付事業のほか、プレミアム付商品券助成事業、学校給食等に関する負担軽減事業など、様々な対策事業を実施しております。

イの市内事業者、福祉事業所、医療機関などの物価高騰の影響を把握しているのかというお尋ねでございます。

市内事業者につきましては、市、商工会議所、商工会で構成する商工振興会議で対策の検討や情報共有を行っております。福祉や医療機関についても、福岡県等と連携を図りながら状況把握を行っております。

ウの市の歳入状況はどうなっているのかというお尋ねでございます。

令和6年度決算の歳入総額は45,795,645千円で前年度と比較すると4.6%の減少となっており、市税をはじめとする自主財源は13,204,604千円で、前年度と比較すると6.4%の減少となっております。

エの八女市独自の物価高騰対策はどう考えているかというお尋ねでございます。

今後も、国や福岡県と連携して、物価高騰対策を講じていく考え方でございますが、独自対策につきましては、地方創生臨時交付金の推奨する事業メニューの有効活用を検討してまいります。

オの市内の医療機関への支援の考えはというお尋ねでございます。

これまでの医療機関への物価高騰対策につきましては、国の地方創生交付金を活用した福岡県の支援策が実施されてきたところでございます。八女筑後医療圏内の医療機関の運営が本市の地域医療にも影響することから、状況把握に努め、国による物価高騰対策を強化していただけるよう、福岡県市長会や全国市長会等を通じて引き続き要望してまいります。

3、福祉施策について、(1)国民健康保険税滞納者の窓口負担についてのお尋ねでございます。

国民健康保険税の納税が遅れている方には、納付の勧奨及び納付相談等を実施しておりますが、市からの連絡に応じられない方や、特別な事情がなく、国民健康保険税を1年以上滞納している方は、医療機関窓口での支払いがいったん全額自己負担になる場合がございます。

医療機関窓口での一時支払いが困難な方が納付相談に来られた際には、納付が困難な特別

な事情の有無や生活実態の把握に努め、相談者世帯のその時々の家計の状況に応じて、生活に見合った金額での分割納付や生活支援窓口への案内など、診療の機会が失われることがないよう努めております。

(2)特別障害者手当について、アの特別障害者手当の申請及び支給の現状はというお尋ねでございます。

令和6年度中の新規申請者は8名であり、同年度末の支給実人員は76名で、年間延べ支給人員は937名となっております。

イの制度の周知はどのように行われているのか及びオの市民への制度周知に向けた取組はについては一括して答弁いたします。

制度の周知につきましては、市の広報やホームページで周知するとともに、障害者手帳等の新規交付時に「障がい者福祉のしおり」で内容等を説明するなど、個別の対応におきましても障がいの特性に応じた丁寧な説明をしております。また、介護保険の認定で要介護4又は5になられた方へ個別に送付される文書にチラシを同封して制度の案内をしております。

ウの審査はどのように行われているのかというお尋ねでございます。

審査におきましては、申請者に提出いただいた医療機関の診断書等を基に、判定根拠となる法令に照らし合わせ、担当課内で判定会議を開催し、認定の可否を決定しております。

エの医療、介護関係者への制度周知に向けた取組はというお尋ねでございます。

これまで関係事業所等が集まる研修会や会合の場を活用して説明するなど、周知に努めております。今後は、医療を含む、より広い分野の関係者へ向けて、さらなる周知に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（古賀邦彦君）

それでは、矢部川の堤防強化に向けた取組についてからお尋ねをいたします。

今年度及び来年度以降の計画については、頂いた資料を見て理解いたしました。

毎年、梅雨前に筑後川の河川事務所長が八女市役所に来られて国との定期協議を行われておると思います。今年も行われたと思います。その中で、どのようなことを国に要望されたのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

今年は令和7年6月12日に意見交換会が開催されました。矢部川では、令和5年度に国、県の管理境から下流側にかけ土砂のしゅんせつをしていただいております。今後も流下能力向上のため、継続的なしゅんせつを要望していきたいと考えております。

また、河川事務所から、引き続き川の状態を把握しながら対策に取り組んでいくというお

答えをもらっております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

引き続き、県との連携、そして、国へも確実な堤防強化の要請をお願いいたします。

次に、用水路の管理について伺います。

ちょうど3か月前、6月10日の早朝、前日から雨が降り続きまして、未明から早朝にかけて雨脚が強くなりました。私の住む馬場の住民の方から行政区長へ、家の前の水路があふれて怖い、見に来てほしいという電話が入りました。場所は南中学校の東側で、総合体育館から水路がつながる場所です。行政区長から私にも連絡が入りまして現場へ向かいました。私が現場に到着したタイミングで建設課の職員も来られておりました。その際、私から、ここ の水路の管理担当は誰ですか、水利委員は知っていますかと尋ねましたが、よく分からぬ という回答で、行政区長に聞いても分からぬ。その後、改めて建設課に尋ねたところ、よ うやく分かりまして、翌日に行行政区長と共に担当の水利委員、実はこの方は隣の行政区の方 でした。この方と一緒に現場で前日からの水の管理、それから、水路管理の今の実情をお聞 きすることになりました。

今回の雨量は前日からの24時間雨量で174ミリ、雨脚が強まった午前5時から9時までは 時間雨量20から30ミリ、私の感覚ではそんなに降ったという感覚はありませんでしたが、こ ういった事態に至ったということです。

6月10日といえば、これから梅雨本番を迎える頃です。行政区長とは、これから梅雨本番 になるのに度々こういったことがあると困るなというのを話したところでした。幸いその後 大雨が降らずに、今日まで同様のケースは発生しておりません。しかし、この気候現象です から、今後このようなことは十分想定されます。用水路の管理をきちんと行う、少なくとも 市は、この用水路の管理状況、管理者を把握しておく必要がある。そして、行政区長には行 政区内の用水路及びその支川、この管理者の情報提供、これはされておくべきだと考えます けれども、担当課長いかが考えられますか。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

6月上旬の議員がおっしゃいましたときの現場の状況、私も現場のほうに出向きました 確認をいたしました。

御質問の内容が、各用水路の水利委員さんの把握、また、各用水路の管理状況、これは市 がしっかりと把握して、各地域と連携してやっていくべきことでございますが、現状で は各地域の各用水路の全ての水利委員さんと管理状況について把握はしていないのが現状で ございます。

ただ、先ほど市長も申されました、主要河川に関する組織であります中の井水利委員会、ほか一部事務組合等の花宗用水組合等におきましては、各委員さんがいらっしゃいますので、そちらのほうで主要となる水路については管理いただいているものと認識しているところで、それ以外の支川といいますか、小さい分につきましては、各地域の皆様、また、関係する農地の方々により維持管理していただいているものと認識しておりますが、市街地におきましては、宅地化と農地の転用等により農地が減少して、水路の維持管理がなされていないという状況も認識しているところでございます。

こういった状況をどのようにやっていくかというところが一番課題であると認識しているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

今回、行政区長と共に用水路の状況を見て回りました。用水路の水利委員がおられるわけですけれども、その用水路から分かれた支川の担当者が分からない、それから、水の流れを調整するさぶたという木があるんですけれども、このさぶたもどこにあるか分からない、そういうといった状況もあります。

以前は、田んぼがあつて、農家がおられて、田んぼが田んぼダムの役割を果たす、農家の方も用水路の管理を熱心にされておられました。しかし、今では農家が減って田んぼがなくなって用水路だけは残る。雨が降れば一気に流れ、今回のような事態に陥るということですね。

ですから、今回の問題は、新たな用水路の管理対策の必要性を表している、私たちに示していると思います。この問題は、市の防災対策、危機管理と捉えて、用水路の管理状況の把握に努める、行政として可能な限り用水路の管理状態、管理者の把握をして、行政区へはその情報を共有できるようにしておく必要があると思います。

市長にお尋ねします。今回の問題を市の危機管理の問題と捉えて、市としての対策を打つ必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、市内の用水路の管理については、しっかりとこの防災という観点からも市として今後の管理体制、管理の在り方について検討する必要があると私も考えております。

議員から今御説明いただいたとおり、これまで用水路の管理は、受益者、水田を中心に、営農の方を中心に行われてきたところでございますが、今、営農の方の減少、また、水田の宅地化等が進む中で、これまである意味地域のあうんの呼吸といいますか、暗黙の了解の下で行われてきた水路の管理というのを、その担い手の方が減少してきた、そういう現

状が今どんどん八女市内、当然、旧八女市以外も含めて進んできているものと思います。

今回の問題提起を受けまして、私も担当課と今後の管理の在り方については議論を様々開始したところでございまして、あくまでその受益者の方に管理いただくのが基本と、それぞれ水路がある地域で管理をいただかうというのが基本だとは思うんですが、これはこれまでの審議会の中でも議論させていただいて、例えば、道路愛護の在り方だったり、これまで地域で担っていただいてきた取組というのがなかなか立ち行かなくなってきた現状というのもしっかりと受け止めて、今後、どのようにその地域、行政区と連携していくのか、その水路の管理の在り方についてはしっかりと議論してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

この問題は市民の安心・安全にとって極めて重要だと思います。そのための手立てをしっかりと取っていただく、しっかりと検討していただくようにお願いし、次の質問に入ります。

指定避難所への空調の設置についてです。

これまで私も3度にわたり議会でこの問題を取り上げてまいりました。先日も各地で被害が起きたたびに避難所で具合が悪くなるという状態が常に報道されております。こんなことじやいかんと私は思うわけですね。

同僚議員の質問にも課長は答えていただきましたが、本年3月6日、文部科学省が学校体育館への空調整備の早期実現に向けてとする公立学校施設における体育館等への空調整備についての通達を出しております。

教育長にお尋ねします。この通達内容を御存じでしょうか。そして、この内容をどのように受け止めておられるか、御所見をお願いいたします。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

公立学校施設における体育館等への空調整備事業、補助率2分の1の上限70,000千円の補助事業につきましてはもちろん承知しております。

また、学校において、児童生徒、あるいは教職員等学校に携わる人々の安全・安心が最優先でありまして、児童生徒の学習環境とか教職員等の勤務環境を向上するという視点は私にとっても大変重要な視点であると認識しております。

一方で、本市の市立小中・義務教育学校21校の教育条件の公平性、それから、総合体育館等、他の施設等との兼ね合い等から、総額になるとかなりの費用を要します。また、将来的な学校の統合や義務教育学校化などの可能性なども考慮していく必要があります。

したがって、将来を見据えまして、まちづくり等とも勘案しながら、費用対効果の高い選択を適宜してまいりたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

この通達では、冒頭、公立学校施設における体育館等への空調整備の現状と課題とあって述べられているんですが、子どもたちの学習生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し、対災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、さらなる設置促進が必要な状況であると書いてあります。

今、教育長がおっしゃったとおり、本来は令和7年度までという国の補助があったわけですが、国も本腰を入れまして、令和15年度まで補助率2分の1、自治体の負担を軽減して、補助単価も従来より1.5倍にアップ、圧巻は体育館ができた後の空調の光熱費も交付税措置するというんですよね。至れり尽くせり。こういう方針を文部科学省が出しているわけです。ただし、避難所指定の体育館についてはという限定なんですね。そこがちょっと残念なところですけれども。

しかし、本市には避難所に指定されている体育館が6つほどあると思います。その一番大きいのは総合体育館ですよね。やっぱりここにこの補助を活用して、ぜひとも順次整備を進めていただきたい。国がここまで力を入れてきております。この機会を逃すことなく、懸案のこの課題を前に進めてもらいたい。市長にはここで英断を下していただきたい。同僚議員も何人もこの空調の整備を求めております。まさにこれは時の声、天の声です。ぜひとも来年度からでも空調設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今非常に気候変動が進んでいる中、夏の高温が本当に異常な状況の中で、やはり避難所の環境整備というのは非常に私も重要なことだと認識をしておりまして、これまでにも避難所の環境の向上策として、例えば、フードトラックの導入ですとかトイレトレーラーの導入等を行ってきたところでございますけれども、今、議員から御指摘いただいたとおり、体育館の暑さも本当に異常な状況でございますので、そこは本当に早急に対策を取らなければならぬと考えております。

御紹介いただいた国の交付金も非常に手厚くなっている、こういった財政基盤の厳しい八女市にとっては、そういう国支援メニューというのは積極的に活用しないといけないというところで、本当にそういう支援メニューがあるのは心強い。

そういう中で、一方で、今これも議員から御指摘いただいたとおり、避難所指定の体育館のみということで、八女市は学校数が21校ある、そのうち避難所指定の体育館が本当に限られた数ということで、じゃ、残りの学校をどうするのか、どうしても学校数が多いとなると、先ほど教育長から答弁したとおり公平性という観点が教育の政策では重要になる、そ

といった様々な要因がございますので、今この場ですぐに方針を示すのは難しいところではあるんですが、ただ、そこはこの空調設備、避難所の環境整備というのは本当に私も強い問題意識を持っているところでございますので、しっかり教育部局と教育政策からも議論しながら、方向性はしっかりと示してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

前向きに検討いただいているように今感じましたので、ぜひとも本当によろしくお願ひしたいと思います。

これから来年度予算の編成に入られると思います。市民の命を守る最優先課題として、避難所指定体育館への空調設置を重ねて要請し、次に入らせていただきます。

市民生活を守る施策、物価高騰対策についてお尋ねいたします。

私ども共産党は、先頃、暮らしのアンケートというのに取り組みました。暮らし向きをお尋ねしたところ、6割以上の方が、不安が多い、ゆとりがないと答えておられます。そして、その半数以上が、医療や介護、年金に不安があると答えておられます。

今重要なことは、深刻なこの物価高騰から、市民の命と暮らし、市内事業者のなりわいを守るために、国、県からの支援対策と併せて市独自の物価高騰対策を緊急に実施することが必要ではないかと私は考えます。

そこでまず、財政課長にお尋ねします。これまで取り組んできた物価高騰対策事業のうち、国からの補助に八女市の自主財源を上乗せした、あるいは八女市の自主財源のみで支援してきた事業があるのかどうかをお尋ねいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

国の地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応のきっかけに創設され、地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に使えるような交付金となっております。

当初の目的であった感染症対策や地域経済の支援に加え、近年の物価高騰への対応などにその役割を今広げられてきている状況でございます。

八女市におきましては、こういう自由に使えるような交付金でございましたので、この財源を活用し、コロナ禍の感染防止対策や、地域経済、住民生活の支援事業をはじめ、近年ではエネルギー・食料品の価格高騰に際する物価高騰対応などを行ってきているところでございます。

議員がおっしゃってあります市の独自の事業化といいますと、うちのほうはこれらの交付金を活用した全て補助事業ということで対応させていただいているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

次に、市内の事業者、福祉事業所、医療機関などの物価高騰の影響は把握しているのかということでお尋ねをしております。

物価の高騰、人件費の高騰などにより、市内の事業者は、業種の違いなく、大変厳しい経営状況だと思われますが、担当部長にお尋ねします。こういった業界の方々の経営状況についてどういう声が市に寄せられてきているのか、お聞きになっておるのかをお尋ねします。

○企画部長（田中和己君）

昨今の物価高騰による商工業者などの分野で私のほうからお答えをさせていただきます。

特に商工業者など中小企業におかれましては、この影響については、これは全国的にというところもございますが、主に資材とか原材料価格の高騰、また、光熱費とか燃料費等の高騰によるコスト面での増加、またその上、コスト増を製品価格へ転嫁できないとか、そういったことで収益が確保できないというお声も聞いております。

また、特に飲食業におきましては、米の価格の高騰とかも昨今あってますので、そういった原材料価格の影響を受けやすい業種につきましては、原価率とかの上昇もありまして、また、それによって消費者の購買力が低下するということで売上げの減少といった状況等もお聞きしております。

また、最近ですけど、特に最低賃金が引き上げられたということもございまして、これによつて人件費が上昇して、コスト面への影響についても把握しているような状況でございます。

○5番（古賀邦彦君）

健康福祉部長にもお尋ねします。市内の福祉事業所、医療機関の経営状況についてどういう声が市に寄せられておるのか、お聞きになっておるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（平 武文君）

お答えいたします。

この4月に社会福祉法人の会合に直接参加させていただいた折には、大変米の値段が、主食の値段が上がっている時期でございましたので、やっぱりその対応に苦慮されているというお声はたくさん伺ったところでございます。

また加えて、その後、これは全国的な動きだったようですが、国の交付金の交付メニューに福祉事業所のそういう支援を加えてほしいという要望書も頂戴しているところでございます。

個々の福祉事業所並びに医療機関の経営については把握していないところでございますけれども、やはり客観的に見ても物価高騰の大きさというかスピードは大変なものがござりますので、やっぱりここは推して知るといったところです。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

どこも本当に厳しい状況だと思います。

これまで行ってきた国や県からの支援事業に自主財源を加算した支援とともに、自主財源を使った緊急支援的な対策も必要ではないかと私は考えます。

調べてみると、全国的にはこの物価高騰対策としていろいろ取り組まれております。例えば、県単位、県独自の取組なんですが、岩手県や徳島県、群馬県や奈良県では、県独自の取組として中小企業への賃上げ応援助成金制度というのに取り組んでおります。例えば、岩手県では、物価高騰対策賃上げ支援金として、1時間当たり60円以上の時給の賃上げを行った中小企業を対象に、従業員1人当たり60千円、最大50人分を支給する、そういう取組もされております。

また、市民生活を守る物価高騰対策支援としては、多いのは水道料金の基本料金を数か月免除するというのも取り組まれておりますが、県内では大野城市のほうで65歳以上の市民にお米券4,400円相当分を7月下旬から発送しておるといったことも聞いております。

副市長にお尋ねいたします。今紹介したように、市民生活を守る、事業者のなりわいを支える取組が各地で取り組まれております。本市においても同様の取組をぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

現場の状況はそれぞれ担当部長のほうが申したとおりだらうと思っています。賃金の伸びが物価の伸びに追いつかない、大変厳しい状況に市民の皆さんも置かれているだらうとは認識をしているところであります。

私どもとしては、令和7年1月に令和6年度の補正予算をお願いして、そこで総合的な物価対策事業を打たせていただいております。ある意味、パッケージという形で様々な分野への対策を取らせていただいている。当然、国の重点支援地方交付金を活用しながら、より丁寧な取組をさせていただいている。それから半年以上過ぎた段階で、今の状況というのはまたより一層厳しくなっているだらうと思っております。

しかし一方では、物価高対策、経済対策につきましては、国における大きな経済対策の一環ということで、国、県と一体となって取組を図っていくことがやはり基本だらうと捉えているところもございます。国の政策を大きな柱とする一方で、市として何ができるのか、何が求められるか、そういう部分についてはしっかりと見定めていきたいと思っています。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

市内の医療機関への支援の考え方はどうかということでお尋ねしております。

担当課長にお尋ねします。八女市内の医療機関の経営状況について、どういう声が寄せられているか、お聞きになってあるか、分かる範囲で結構ですからお願ひいたします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

医療機関の経営状況につきましては、県への報告が義務づけされておりますので、八女のほうで医療機関に関する詳しい情報は持ち合わせないところでございますけれども、八女筑後医師会や県との会議の場におきまして、先生の皆様からは、診療報酬が変わらない中で人材確保もできない、医療法人の経営も厳しい、赤字になっているのに働き方改革で影響が出ている、ナースがいないために自分でやっているとの御発言がございまして、全国的にもニュースでも医療機関の窮状を報じられておりまし、八女筑後医療圏におきましても同じ御意見が出ておりますので、そのような状況にあるということは認識しているところでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

人口の多い東京都でも病院経営は非常に厳しくなっております。東京都の病院協会の調査では、一般病院の半分が赤字で、医療機関の閉鎖が相次いで、救急外来、産科外来の閉鎖がどんどん進んでいる。その中で医療従事者への賃下げが余儀なくされ、退職者が続出していると報じられております。これではいけないということで都議会からも都独自の支援をという声が上がり、今年度予算で321億円の医療機関を支援する予算というのが計上されております。入院患者1人当たりに直すと、1日580円の支援になるということです。もちろん都市規模、財政規模は全然違います。しかし、そういう取組をやっている自治体があるということですね。

市長にお尋ねいたします。今、本市をはじめ、全国の医療機関が深刻な経営状況にあります。事態の改善のため、福岡県市長会や全国市長会等を通じて引き続き要望していくという御回答でしたが、地域医療を守る、支えるということで、本市独自の自主財源を活用した市内医療機関の支援にぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

この広い八女において、特に充実した地域医療を守っていくためには、当然、各医療機関に健全な経営状況を維持してもらう、それは非常に重要なことだと思います。

そういった中で、今御質問いただいた医療機関への直接的な支援につきましては、当然、市として支援できるのであれば、十分な支援を行いたいという気持ちは重々にあるんですけども、今、議員から御指摘いただいたとおり、当然、厳しいのは、医療、福祉施設だけで

はない、本当に全ての商工業者、または個人の自営の方を含めて個人の皆様が非常に苦しい状況にある中で、特に八女市のような自主財源の限られた市がどのように支援メニューをつくっていくのかというところはよくよく検討しないといけないと思っております。

特に医療機関、福祉施設というところに関しては、今、健康推進課長からも答弁があつたとおり、どうしても自助努力だけではどうしようもない部分、診療報酬だったり、介護報酬だったり、やはり国の制度が大きな要因となって、例えば、公立八女総合病院の議論の中でもあつてはいるように、救急だったり、小児だったり、不採算部門を担えば担うほど赤字が拡大してしまうといったような、本当にそういった構造的な課題のところは、ある意味、これはどの分野に対してもそうですけれども、一時的な支援金だったりで解決できる問題ではない、本当に構造的な、まず根本の課題を解決しないといけないとなると、やはりそこは国の制度、医療制度だったり、介護制度を見直す必要がありますので、最初の御答弁でも申し上げたとおり、そこは福岡県市長会でしたり、全国市長会、既に今も全国市長会のほうで地域保健医療施策の充実に関する提言ということで、医療、福祉分野の経営改善に向けた取組についてしっかりと様々要望しているところでございますので、そういった国への要望に加えて、当然、市としても独自でできる支援については常にしっかりと考えながら、福祉、医療施設を含めた皆様の経営改善、物価高騰対策については取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

地域医療を守る医療機関への独自の支援をとあえて申し上げたのは、医療機関というのは、私たちの健康を守る、命を守る、地域住民を守る本当に大きなところだと思うので、僅かでもいいですが、こういうときに独自の支援を行って、頑張ってくださいという思いをぜひ伝えられないかなということがありまして質問したところです。しっかりと御検討いただき取り組んでいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、福祉施策についてに入ります。

1、国民健康保険税滞納者の窓口負担についてです。国保の加入者であれば、保険税の納入は当然義務であります。しかし、様々な理由から、保険税の納入が滞るということはあります。国保滞納者の方から医療機関受診の相談があった場合にどういう対応をされておられるか、お願ひいたします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

医療機関の窓口での一時払いが困難だと御相談があった場合には、市長答弁にもございましたように、国保税の納付相談の中で特別な事情の有無や生活実態をお伺いいたしまして、相談者世帯のその時々の家計の状況に応じて生活に見合った金額での分割納付や生活に関する

窓口への御案内など柔軟に対応しているところでございます。

内容を精査した上で特別な事情があると認められる場合は、特別療養費の対象から解除いたしまして、自己負担3割等で受診いただくことになります。

未納の期間が長くなり、保険証の期限が切れたりしますと、いざ医療機関に行かなければならなくなつたとき一番困るのは御本人とその御家族になりますので、納付が厳しい状況にある方は早めに相談に来ていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

先月15日、我が党の田村貴昭衆議院議員が国民健康保険税の滞納で窓口10割となった世帯への対応について内閣に提出した質問趣意書の回答がありました。内閣からは、自己負担が困難だとの申出があれば、市町村の判断で窓口負担3割にできるとする答弁書が閣議決定されているということでございます。

この答弁書には、保険証廃止後の仕組みにおいても、国保税滞納世帯の申出があれば、市町村が特別な事情に準ずる状況と判断することができ、その場合、特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うこととなるとしておりまして、この際、市町村に医療の必要についての判断は求めないとしております。この取扱いについては、いずれ本市にも通知が来ると思いますので、その際はこの取扱いの趣旨に沿う形で対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、特別障害者手当についてお尋ねいたします。

まず、担当課長にお尋ねします。この制度についてはどのように認識し、理解されているのかを伺います。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

この特別障害者手当は、非常に重い障がいをお持ちの方々の精神的、物質的な特別の負担を少しでも軽減するためにある非常に重要な制度であると認識をいたしております。

○5番（古賀邦彦君）

この特別障害者手当制度というのは、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に対して、負担の軽減の一部として支給される手当です。特別障がい者の福祉の向上を図るということを目的にしておりまして、認定をされれば月額29,590円が支給されるといったものです。

日本弁護士連合会は、この制度が発足した2年半後、平成19年6月に京都府亀岡市と京田辺市に特別障害者手当制度に関する人権救済申立ての勧告を出しております。この勧告は、一言で言えば、特別障害者手当の周知徹底が国も自治体もあまりにも足りないということを言ったものです。

担当課長にお尋ねします。この日弁連の勧告の中にはあります視覚障がいのある方への制度の周知、視覚障がいのある人に対して点字または録音されたしおりを配付されているのかどうか、また、制度を適切に教示、説明、助言ができるように、充実した研修を担当職員に実施しているのか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

まず点字、それから、録音等での説明につきましては現在行っておりません。窓口のバリアフリー化という点から、今後、A I化の時代に合った方法を研究していきたいと思うところでございます。

それから、担当者への教育でございますが、担当者に対しましては、前任者からの引継ぎ、それから、国、県の制度の解説、そして、他自治体の事務の取扱いなども参考にしながら、正確な知識を身につけるようにということで指導をしているところでございます。

また、該当する可能性のありそうな方には積極的に説明をするように指導、教育を行っているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

この視覚障がいのある方への点字での御説明、それから、録音されたしおりの配付というのは必須だと思いますね。特別障害者手当にはいろんな厳しい条件がある中に視覚障がいの規定がまず入ってくるんですよね。だとすれば、これがきっとそういった方々に届いていないという可能性が出てくるわけですよ。

この日弁連の勧告は平成19年ですよ。何年たっていますでしょうか。これをいかに自治体として受け止めて、備わっていないとすれば、ちゃんと備えるという努力を、周知のイロハのイだと思うんですよね、これはやっぱりきっと対応していただきたい。いかがですか、課長。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

繰り返しになりますが、バリアフリー化の観点から、A I化の時代に合いました方法を今後研究してまいりたいと思うところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

研究の段階じゃないと思いますので、やりますということでお願いします。

また、制度の周知でいえば、行政窓口だけではなくて、医療関係者、それから、介護関係者からの情報の提供というのも欠かせません。例えば、介護現場では介護を受けている人の状態を一番よく知っているのはケアマネジャーさんです。ですから、その方が、要介護度がずっと高くなっていく高齢者に、あるいは家族に、あなたは特別障害者手当を受けられるか

もしれませんよと現場で知らせてもらうのが一番いいんですね。ですから、ケアマネジャーの果たす役割は非常にこの制度では大きいです。

お尋ねしますが、このケアマネジャーさんへの制度の周知、それから医療機関、それから医師会などに、この手当の案内、あるいは周知はどのようにされておられますでしょうか。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

介護事業所等のケアマネの研修会、会議がありますが、その中で障がい者福祉施策の説明については行っておりますが、この特別障害者手当だけを取り出して、特別に時間を割いての説明というのを行っておりません。

今後はこのような形で説明を行いまして、周知を図っていきたいと思っているところでございます。

それから、医療関係者への周知でございますが、これまで医療関係者には個別の周知は行っておりません。ですので、今後、医師会を通じて制度の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

いろんな網の目を張り巡らせていただいて、この制度を受けられない方がないように、ありとあらゆる努力を重ねてまずは周知に努めていただきたいと思います。

それから、以前、この問題を取り上げた際に、鳥取県の琴浦町、それから、大阪府の大東市の事例を紹介して、認定審査の在り方についてですけど、行政側の担当者や数人の判断では不十分ではないかと。審査方法の改善をと質問し、執行部から、現行のやり方で不備があるのかどうかという点も含めて検討していくという御回答でした。この検討内容はどうだったのか。判定会議メンバーの構成はどうなっているのかをお知らせください。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

以前、議員から御提言いただきました件につきまして、その後、福祉課のほうでも協議をしてしまして、それ以降は担当者、それから、係長と課長の三者で特別に判定会議を設けまして、法令の基準に照らし合わせて、慎重に正確に判定の会議をして、認定の認否を決定しているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

少し改善をされておるようでした。

この特別障害者手当については、衆議院の厚生労働委員会でも取り上げられております。本年の5月9日です。手当支給の障がいの程度について、要介護4から5の方で常時介護を必要としている人はこの手当の支給の対象になる可能性があるということで、その対象者数

が示されております。

本市では、伺ったところ、要介護4の方が543人、要介護5の方が336人と伺いました。この中には特別障害者手当支給の対象外の特別養護老人ホームの入所者、あるいは3か月以上の介護医療院、介護老人保健施設の入所者、医療機関に入院している方が含まれております。それでも令和6年度末の実認定者数が76人というのは大きな開きがあるよう思えてなりません。

市長に伺います。制度というのは、知ってもらって、利用してもらって初めて意味を持ちます。特別障害者手当は20歳以上の重い障がいがあって、常に介護を必要とする方への負担軽減の一助となるものです。一番知られていない、利用されていない制度などと言われている問題を解消するために、行政としてあらゆる手立てを講じ、真に必要な方々が制度の恩恵を受けられるよう取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今、議員から御指摘いただいたとおり、これは障がい者手当、福祉政策に限らず、全ての政策において、幾らいい政策、制度をつくっても、それが知られない、使われないと、何もやっていないのと同じだというのは、私もかねてより府内でその意識は職員とも共有しております。

その上で、特にこの特別障害者手当についてお話をしますと、やはり障がい者の方は、障がいのない方に比べて情報収集が基本的には難しい。それは今御指摘いただいた、例えば、視覚障がいの方は当然広報だったりホームページは読めませんし、また、例えば、知的障がいの方はやはり難しい資料の理解が難しい、理解が困難な場合が多いといったような観点で、やはり障がい者の方向けへの広報というのは、一般的なやり方に加えて、それぞれの皆様の置かれた状況に応じた周知が必要だと思います。

その上で、じゃ、どういった対策が必要かというところで、やはりまず1つ目は職員一人一人がしっかりと高い意識を持つ、どういったことをしているかというのは先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、やはり改めてそういった厳しい状況にある方にそれぞれどういった周知が必要なのか、有効なのかというのは常に検討し続けることが必要だと思います。

また、議員からこちらも御指摘いただいたとおり、やはり行政で周知、当然やれることはしっかりとやっていきますが、一方で、特に障がいのある方は市役所に来るのが難しいという方も多いかと思いますので、そういう方にとっては、やはり日々接するケアマネジャーだったり、医療従事者の方にその制度を周知してもらうというのは非常に有効だと思いますので、当然、そういう特別障害者手当に関する内容以外にも、日々、ケアマネジャーをは

じめ、福祉関係者、医療関係者の方と様々政策について共有、議論する場はありますので、改めてそういった場でこの特別障害者手当についてもしっかりとこの対象となり得る方、可能性ある方に周知してもらうようにお願いをするように、そこは担当課にもしっかりと指示をしたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

この手当の問題点は、何度も申し上げるように、なかなか知られていない、利用されていないと言われております。私はこの点を改善するには大きく3つの手立てが必要ではないかと考えます。

1つは、制度の周知を徹底すること。受給対象の可能性のある方へ、その情報があらゆる場面で届くようにすること。

2つ目は、申請においてしっかりとサポートすること。そもそも介護でいっぱいの市民にとって、申請のために何度も役所へ、関係機関へ出向くことそのものが大変な苦労です。それをしっかりと行政としてサポートすることが大事だと思います。

3つ目は、受給対象の可能性のある方へ周知漏れがないかどうかの把握に努めることも大事ではないかと思っております。どうしても行政としては申請主義というところがあるわけですけれども、待ちの姿勢ではなく、把握に努める、そういう努力も必要ではないかな。そうすれば、もっと申請は増えるんじゃないかなと私は思うところです。市民に寄り添った適切な対応を重ねて要請したいと思います。

今回は特別障害者手當に焦点を当てましたけれども、ほかにも同様に市民へ情報がなかなか届いていない、そのために利用されていないといったものはないのかどうか、申請しなくても行政から手立てを打てる事はないのか、それらの点も今後研究をしながら取り上げてまいりたいと考えております。誰もが安心して暮らせる八女市へ、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

ちょっと時間は余りましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

13番石橋義博議員の質問を許します。

○13番（石橋義博君）

改めまして、皆さんおはようございます。本日もお忙しい中、傍聴いただきまして誠にありがとうございます。また、インターネットを御視聴していただいている世界の方々にも感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日も経済対策を重視した上で、八女市の厳しい財政状況をどう整えていかれるのか、今後の市長をはじめ、執行部の方向性をお聞きしたいと思っております。

なお、今後は各支所や消防署、学校等の改修、また新築など、八女市の支出が増えるであろう中において、公立八女総合病院の新築移転についての市長のお考えをお聞きしてまいりたいと思っております。

さて、話は変わりますけれども、今議会の延期の理由になりました大阪万博での市長のオランダとの親睦交流におきましては、実りあるものがあったと私は思っております。今後も、国内はもとより、国外の方々との交流もいたしていただきながら、八女市の発展に結びつくものであれば、大いに活躍を願うものであります。

しかしながら、本日は厳しい八女市の財政現状と経済問題、本当に大きな問題になりつつある公立八女総合病院につきましては、しっかりとお聞きしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは質問席にて質問をさせていただきます。

○市長（簗原悠太朗君）

13番石橋義博議員の一般質問にお答えいたします。

1、八女市の財政について、(1)八女市の財政状況についてのお尋ねでございます。

令和6年度の一般会計決算において、歳入総額から歳出総額と翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は、928,790千円の黒字を確保しており、令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれの指標も法律に定める早期健全化基準内となっており、健全な財政状況となっております。

(2)経済対策等についてのお尋ねでございます。

市の財政基盤強化のための経済対策として、市内企業の活性化、地域経済の発展、そして、市民の生活水準の向上を軸にした政策を展開することが重要であると認識しております。そのために、企業誘致の推進、市内の商工業者や農林業者への支援を通じて、市民の雇用創出、所得向上につながる各種施策の取組を実施しております。引き続き、幅広い経済産業政策に取り組み、地域経済の活性化を進め、将来的な市の財政基盤の強化につながるよう努めてまいります。

続いて、2、公立八女総合病院について、(1)新築移転を要望する公立八女総合病院に対

する市長の考えはというお尋ねでございます。

公立八女総合病院には、救急をはじめとして、へき地、周産期、そして、小児などの採算性の低い医療を担う公立病院としての役割に加え、市民に身近な病院や診療所と連携して地域全体の医療を支える地域医療支援病院といった重要な役割がございます。

本市と同じ医療圏にある筑後市立病院との連携や、機能分担を基礎としながら、今後の医療ニーズの変化への対応や、医療人材不足などの課題解消を目指す公立八女総合病院の再整備計画につきましては、市としても積極的に関与し、市民の皆様から信頼いただける病院の確立に努めていく方針でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○13番（石橋義博君）

9億円の黒字ということでございましたけれども、今後、先般申しましたように、各支所、消防署、学校の改修、また増築、どれぐらいの規模で予算を見ておられますか、まずお聞きいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

今言われたハードの部分の支出がどれぐらいあるかということで、今後見込まれる施設整備に係る費用について、更新とか改修についてどれぐらいかかるかということをちょっと御説明させていただきたいと思います。

市が所有する388施設の公共建築物のうち、築30年以上の施設が約6割程度を今占めているところでございます。

公共施設等総合管理計画、これは令和3年度に改訂版をつくっているのですが、そちらの公共建築物の更新時期が令和8年度から令和13年度においてピークを迎えるという状況になっています。

今後、施設整備の見通しにつきましては、先ほど議員のほうからも御指摘がありました学校施設をはじめ、支所であったりスポーツ施設、あと保健福祉施設などの更新であったり、改修にかかる経費がかなり増加しているところでございます。

今言いましたこの6年間の年平均でいきますと、更新費用の毎年の平均が大体3,850,000千円ぐらいの工事費が見込まれております。さらに、消防本部の建設に係る八女市負担分の経費といたしまして、約23億円ぐらいの支出が見込まれております。

令和8年度以降は、現在も行っておりますが、国庫補助事業であったり、地方交付税措置のある起債などを活用しながら、また不足する分については八女の公共施設整備基金等を充当しながら、財源確保には努めてまいりたいと思っています。

今お話ししたのが更新とかに係る費用であります、この施設の維持管理費というのはま

た別に、大体年間平均30億円ぐらいかかるような状況にあります。これも更新とか改修のある建物につきましては、今後は廃止であったり、統合であったり、そういう部分を考えながら、そういう経費削減にも努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○13番（石橋義博君）

市長答弁にありましたように、健全性からいうと基準内ということでございましたけれども、今後そういう支出を鑑みて、併せて状況的にはどうなるでしょうか。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

状況的にはということですが、今、八女市の基金がどれぐらいあるかというところで御説明させていただきますと、令和5年度が19,413,000千円で、令和6年度決算で19,521,000千円ということで、昨年度に比べて0.6%の増額にはなってきているところでございます。

ただし、それに対する借金、市債の分につきましては、令和5年度が約36,245,000千円、令和6年度が37,035,000千円ということで、2.2%増加しているような状況にございます。

以上です。

○13番（石橋義博君）

私がちょっと調べてみたら、福岡県には60市町村あると見たんですけども、その中で順位づけされていたのが、八女市は50番目というのは、それは間違いないでしょうか、お尋ねいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えします。

今言われた50番目と言われるのは、八女市の財政力指数のことですかね。（「健全性」と呼ぶ者あり）健全性というのでは、多分順位とかは出ないと思いますので、多分財政力指数なのかなと思いますけど、他市に比べると八女市は面積も広大でありますし、中山間地域を設けておりますので、そういう町村部とあんまり変わらないぐらいの財政力指数になっておりまして、令和5年度も0.38、令和6年度も0.38という財政力指数になっておりまして、財政力指数1以下が大半でございます。そういうところから考えますと、うちは財政力は若干弱いかなというところになっております。（「順位」と呼ぶ者あり）

順位自体は、すみません、私がちょっとそこは存じ上げておりませんので、失礼します。

○13番（石橋義博君）

基準内ということでございますけれども、あまりよろしくないと。今後も支出を考えれば、大変な状況にあるというのは間違いないのないところでしょうかね。

私が何を言いたいかというと、いつも経済、これは経済なくして、何でもですよね、個人

にしても、法人にしても、自治体にしても、やはり何をするにしても、そこに財源がなくては、あれもしたい、これもしたい、これもせないかんと思っておっても、財源がなくては、当然借金をすればいいことでしょうけれども、破綻するわけにもいかんですからね。そこら辺を考えながら、課長あたりも一生懸命やっておられると私は思っております。常々私も話をして、心配しておられるのも私も重々理解をしているところでございます。

ですから、なお、今後はちょっとこれから先、お話しするような病院の問題もありますけれども、かじ取りを間違えると大変な状態になるということでございます。ですから、八女市を売らんといかんということを申しているわけでございます。

そこで、今後の経済、隈本課長とも常々お話をしております。残念ながら、アンテナショップの件は、なかなか民間ならうまくいくと私は思っておりますけれども、公的な機関がやりますと、やっぱりどうしても計画の段階から甘いのかなと思っておりますし、そこら辺、あんまり強く言ってもうまくいかないようで、私も責任を感じますので、強く言いませんけれども、できるだけやはり八女市を売るべきだと。そして、八女市の財源を潤していくと。そうすることによって、福祉やインフラ、皆さん各議員、ああせやいかん、こうせやいかんと、私ももっともな話だと思っております。

しかしながら、財源の話も一緒にしていくないと、やりっ放し、垂れ流しで、最終的にはこの八女市が破綻するような話ではいかんと。市長も当然、聰明な方でございますので、賢明な考えをお持ちであるというのは私も分かります。なかなかもう本音で言うことができないだろうから、オブラートに包みながら答弁されていると思っております。

ですから、やっぱりなかなかリーダーは難しいだろうと思っておりますけれども、そこで今後、商工観光課、隈本課長あたりを含めて、いろんな手立てをやられると思っておりますので、ちょっとそこら辺をお聞かせいただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

八女市の財政全般に対する私自身の考え方という御質問だと理解をしましたので、ここについて少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、今、八女市の財政状況を財政課長から答弁させていただいたとおり、国が定める財政健全化基準はしっかりと満たしているということで、本当に来年、再来年いきなり破綻するような状況ではないというところではあるんですが、まさに最近、私も財政課の課長をはじめ、担当者としっかりとこの八女市の財政について、ちょっと細かい数字を含めて勉強する機会をつくってもらいましたけれども、私なりの受け止めとしては、この財政健全化基準というのは非常に意味深い、よほど厳しくならないと、その基準を満たさないという状況にはならないのかなという受け止めでございまして、なので基準を満たしていないからといつ

て安心、特に対策を取らなくていいというわけでは当然なくて、これも先ほど課長からも答弁があったとおり、今後、人口が減るような、日本全体人口が減っていく中で、一方で、この八女市の広い面積というのは変わりませんので、やはりこの八女市の広い面積というのが、私は本当に大きな資源、強みである一方で、財政的な面からは、どうしてもいろんなインフラの維持管理だったりがお金がかかってしまう。そういう点を鑑みると、常にこの八女市の財政の健全化を図っていかないといけないと考えております。

そのときに、当然この財政をどうやって健全化を図るかというと、入りを増やすか、出を減らすかというところで、当然その出を減らすというところも考えないといけない、常にこの事業も、長年やっているからといって、それを流れでやるのでなくて、しっかり全ての事業において、その効果等は見定めて、しっかり効果のあるところに集中投資していくという取組が必要だと思いますが、一方で、やはりこの出を減らすというのは、先ほど申し上げたとおり、面積が広い、またこれから高齢化が進んでいくってどうしても扶助費、また人件費も今高騰している中で、やはり出を減らすというのは限界がありますので、いかに入りを増やすか、そこが必要だというのは、私も議員とその考え方を共有させていただいているところでございます。

この入りを増やすというところについても、本当に幅広い取組がありますので、個別にここで御説明させていただくのは控えますけれども、例えば、先ほど大阪万博のところに触れさせていただきましたので、先ほどの最初の御答弁の中では、オランダとの親睦と言つていただきましたけれども、決して親睦を図ったわけではなくて、これも八女市の農業の発展、それは平野部の、これは過去の答弁でも申し上げているところでございますけれども、平野部の効率性向上はもちろん、やはりこの3分の2が山間部を占める八女において、農業の発展のためにはいかに山間部の農業の収益性を上げるかというところが大事でございますので、この平たんなオランダにおいてもしっかり日本の、八女はある意味日本の国土の縮図、3分の2が山というところで、本当に日本全体と八女市の状況というのは一致していますので、ある意味私は本当に日本の自治体の代表として、日本のこの山間部の状況というのをしっかりとインプットして、いかにこれから山間部も念頭に置いた農業の研究開発、共同開発ができるかといったような議論をしてまいったところでございます。

そういう幅広く当然農業だけじゃない、商工業もありますし、観光もこれからインバウンドもさらに増やしていく、まずその可能性がある意味では十分あると思いますので、そういう様々な取組を通じて、やはり入りを増やす、ここはしっかり議員の皆様、市民の皆様とどういったことができるかというのは、本当に前向きな議論をこれからも続けていきたいと思います。

以上です。

○13番（石橋義博君）

本当に出を減らすというだけになりますと、景気の活性につながりませんので、入りを増やすことによって景気の活性、あとはもう具体的にどういうふうな入りの増やし方、企業誘致も当然お願いしているところでございますけれども、やはり遅々として進まないところに私も不満があります。

今年、新聞で広川町の工業団地、坪300千円で売買しております。企業に来ていただいているようになっております。八女市の場合は、破格の55千円で契約を締結しておりますので、もう少し頑張っていただいて、ちょっとこの55千円というのは疑義を生じますけれども、広川が300千円で八女市が55千円、広川の議員さんも目を丸くしておられましたけれども、破格でございますが、そこから先の追求に関しては私がするところではないかもしれませんけれども、そこまで譲歩して八女市に来ていただいているんだから、もう少しスピードーに、そして雇用を増やすことによって、また、過疎化対策にもつながっていくということ。

現状、課長、どういうふうな状況になっているか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

企業誘致のヤマエさんの件の御説明でございますが、前古賀工業団地につきましては、昨年、令和6年の7月末にヤマエグループホールディングス株式会社のほうに土地の引渡しが完了しております。

現在、ヤマエさんのほうで建設の準備を進めていただいているが、予定では令和8年2月着工、また、完成が令和9年5月、事業開始が令和9年7月の予定でございます。

○13番（石橋義博君）

あと、様々な対策を練られておる。いろいろ私もお尋ねしておりますから、プレミアム付商品券等々、これについても、まず弱者救済から始めていただきたいと言っておりました。売ればいいというものではなくて、はけばいいという話じゃなくて、使って喜ばれるような人に、やはり優先してやるべきだと私も言っておりましたけれども、それに対しては、しっかりとお答えをしていただいたのかなと思っておりますけど、もっとこの場で詳細に市民に向けて発信していただければと思いますので、改めてよろしくお願ひいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

このプレミアム付商品券の事業でございますが、市内における消費喚起、また地域経済の活性化の面において、大変重要な事業であると考えております。

令和7年になってからの取組でございますが、今年の1月の臨時議会で承認いただいた補正予算で、追加で240,000千円、これは3月に販売して6月末までの利用でございました。

また、令和7年度の当初予算分では、会議所、商工会合わせて660,000千円分の発行でご

ざいます。こちらはキャッシュレス、紙の商品券の2本立てでございまして、7月から8月にかけて販売して、券の利用は12月末までとなっております。

このプレミアム商品券につきましては、本市においては非常に積極的に取り組んでおると考えております。以前も申しましたが、筑後七国の自治体の数字を調べてみると、令和5年度、令和6年度ともに商品券の発行額、また市民1人当たりの発行額ともに一番高い実績でございました。

また、以前はキャッシュレスの商品券も、ちょっと早い者勝ちみたいなことでの運用になつておりましたが、その点につきましても、私どもで商工団体のほうにお願いをして、システムの改修をしていただきまして、そちらのほうも抽選の販売ということになっておりまして、なるべく多くの人にこの商品券が行き渡るような取組をしているところでございます。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

ぜひそういうふうに、しっかりと幅広く知れ渡った上で、使って喜ばれる人たちにも分かるようにやっていただきたいなと。努力していただいているのは分かっておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

あと、ふるさと納税も、毎回聞いておりますから、もうここでお聞きすることはないと思いますけれども、順次、成長しているものと私は思っております。その点、経済活性化のための補助金もたくさんやられております。なかなかそれも、やはり一部の人間、きっちとチェックをされている方は御理解あるかと思いますけれども、やはりそこら辺も理解、皆さんに知れ渡るように、それを使っていただけるような、もう少しうまく伝わるようなやり方をやっていただければ、もちろん努力をしておられるのも常々お話をしておりますから分かっております。

そこで、新しく取り入れたものと、またシステムを変えたものとか、そういうものがあれば、ちょっとここでお披露目をいただければと。視聴されている方、傍聴されてある方もお気づきになって、そういうものがあるのかなと、じゃ、ぜひ使わせていただこうかな、利用させていただこうかなという話もあるかと思いますので、また、ぜひここで改めてお願ひしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

市全体では、農林業を含む様々な経済対策を行っていると思っておりますが、私ども商工業の分野で、昨日の一般質問でもございましたとおり、10種類の支援策を行っております。

主なものとしては、新規創業や新事業展開、また販売促進への支援ということになってお

ります。

今年度から新規事業として幾つかの事業を始めております。DXの支援であったり、若い人材を採用する企業を紹介するような冊子、また電子媒体の作成、また企業のリクルートムービー、採用PR動画の作成に対する補助金、そのほかにも、ふるさと納税の返礼品の開発事業であったり、空き店舗バンクの事業などがございます。

財源は、多くの事業で国の地方創生交付金を活用しております、いわゆる市の一般財源、実質的な持ち出しとなるべく少なくてから事業を行うといったような取組をしております。

引き続き、このような事業を多角的に行いまして、市の経済発展のための取組を行ってまいりたいと考えております。

○13番（石橋義博君）

ありがとうございます。せっかくですから、ゆっくりとお願ひいたします。

それと、新規事業者の件、これはもう前から私も分かっておりますけれども、後継者問題について、後継者にも八女市発展のために寄与していきたいので、出ていかないで後継して、引き続き農業、商業をやっていきたいなという方もおられます。そういうところにも日を当てていただきたいという声もあります。その点、いかがでしょうか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

後継者の関係ということでございますが、昨日も事業承継の関係の御質問もございました。いかに事業者をこの地域に残していくか、これは地域の活力の維持、発展につながる取組であると思いますので、昨日も申しましたが、しっかり市で何ができるかを研究しながら、今後の施策の組立てに活用してまいりたいと考えております。

○13番（石橋義博君）

ぜひお願ひいたします。

この場に傍聴される方をはじめ、視聴される方も、ぜひそういう取組がございますので、見られた方は積極的に行っていただいて、相談をしていただいて、八女の活性につなげていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、なかなか中山間事業、農業、林業ぐらいというのもなんですけれども、そこら辺でも、やはり経済対策、どういうふうな試みをされているかお聞きしたいと思います。

○建設経済部長（山口幸彦君）

農業、林業に対する経済対策という観点からいきますと、一番この間、御質問等がございますとおり、後継者の育成でありますとか、作物の限定、または農業の農地の有効な利用の仕方、そういった部分が中山間地は特に重要な課題だと認識しております、そこに対しますいろんな御相談の中で、例えば、県事業、国事業、そういったところを活用しながら、

さらにはそれに市が追尾をしながらやらせていただいているという状況でございます。

ただ、今後課題として出てきますのは、やはり先般から各議員の皆さんからの御心配をいただいて、御質問いただいているとおり、後継者の育成や、そういった放棄地の問題、そういう部分が出てきますので、新しく出てきておりますスマート農業の活用、そういう部分も視野に入れながら、農林業の従事者の方、または、やりたいと言われる方についての聞き取りをしながら、行政も一緒になってやっていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

ちょっと抽象的過ぎて、市民の方が納得いただけたかどうか分かりませんけど、耕作放棄地等、また中山間になりますと、どうしても農地になりますと段々になって、大規模農業というのが利益を上げる農業というのはなかなか難しいかと思いますので、やはり形を、同僚議員が言われたかと思いますけれども、いろいろ具体的に、上を削って下を上げれば、中間も合わせるとそこそこの耕作面積でできやせんかと私なりに思っております。可能かどうかは分かりませんけれども、想像すると大体できるんじゃないかなと私は思っております。

そういうのも具体的に可能な限り中山間の救済になればいいのかなと。そういうふうに具体的な方策をがんがん定めていただきて、実施していただきて、過疎化に歯止めを利かせていただきたり、また移住に力を貸すと。八女はよかとこやけん、八女に住みたかばってんが、経済的にやはり無理かなと。そういうときに、やはり耕作面積をいろいろアイデアを駆使してやれば、十分食っていくぐらいのことはできるなという行政側からもアイデアを出すべきじゃないかなと思っておりますので、いろいろ具体的な方策を今まで本当に出していただいとかんといかんとやろうけど、これから頑張りますというよりも、もう大体できていますから、石橋議員安心しとつてくださいという話が本当は聞きたいわけでありますけれども、常々こういう話でお茶を濁されて、流されておりますので、今後は具体的に、積極的に、市長もそこに臨まれております。やはりせっかく新しく市長になられて、若い市長、やっぱり試されておると思います。みんな八女市民も注視していると思いますので、やはり市長を支えるためにも、市長のみならず、アイデアは皆さんで出していただきて、支える人たちが出していくだけで、活性に努めていけば、そういうのをまた市長がだんだん取り上げていって活性化につながっていけば、市長もありがたいというか、鼻が高いというか、やったかいがあるんじゃないかなと思われるんじゃないかなと私は思っておりますので、知恵をがんがん絞って出していただきたいと。それも具体的にですよ。もう毎回毎回考えていきますとか思っておりますとか、そうじやなくて、そこら辺をしっかりと、特に中山間は、平地の場合は何とかできんことはないとですよね。ただ、中山間はそうやって放棄地なりなんなりアイ

デアを駆使してやらないと、なかなか生活の基盤、豊かな生活にはつながっていかんと思っておりますので、やはりそこでも暮らせるようなアイデアを出していただきたいと思うところでございます。よろしくお願ひいたします。

いろいろ私も言いたいことはありますけれども、もう毎回聞いておりますので。ただ具現化するようにしていただきたいというのが私の願いです。そして、この八女市から出ていっていただきかないように、この間も言っていただいたかと思いますけれども、継続して毎年1,000人近い人口が減少しております。もう当然、自然減もあります。当然、自然増もあります。

しかし、調べたところによりますと、前回の一般質問でしたかね、調べてみたら、広川と筑後に、200名以上の人たちが近隣に移住しておると。残念じゃないですか。恥ずかしいと。簗原市長は本当はそれじゃ恥ずかしかばい、八女市はよかとこやけん、近隣に逃げるぐらいだったら八女市に定住していただきたいと。

しかし、八女市がそういうのは何か原因があるからですから、原因究明した上で、当然、私は居住性、税金の問題もあります。もう税金の問題も同僚議員が言われておりました。若干高いですよね。しかし、これからまた財政が悪くなると、またどうしても税収を高めるためには市民に強いらんといかんというところが出てくると思います。

そうなりますと、また、ここから過疎化、歯止めがかからなくなる。現にこの中に広川町とか筑後市に住んである方もおられますので、八女市のほうが税金も安うして住み心地のよかけん、また帰ってこやこてという状況をつくっていただきたいと、そうでしょう。プライドがあるでしょうが。近隣に逃げて200人、1,000人のうち500人近い人たちが広川町と筑後市に逃げたと、これはあなたのプライドが許さんでしょうもん、そこら辺は。だからこそ、やっぱり皆さんで知恵を絞って、頑張っていただきたいなという思いで、毎回、経済問題を取り上げさせていただいております。そして、具体的な話が聞きたいわけですね。市民もこんなに来てあるとも、石橋が言いよると何か具体的な話の出てこんやろうかと思って、期待して来ちゃるわけです。しかしながら、期待外れて、また今日夜、反省会のあるげなばってん、またあのくらいじやね、と言われたらですね。最近、市の職員も慣れて、議員ちょっと質問の甘かったですねとか言う人もおられます。そうやって私は、じゃ、おまえどんも頑張らんかと、それぞれが頑張るとよかたいという身近な話もしております。市長を支えるためにも、そういう話はじやんじやんやりながら、いろいろなアイデアを出していただきたい。支えていただきたい。そして、八女市の発展に、活性につなげていただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

さて、もう時間がございませんので、公立八女総合病院の話をさせていただきます。

今、病院も一生懸命あちこち話をしながら、新築移転の動きを見せておりますけれども、

私から言わせますと、15年前に70億円ぐらいの財政調整基金、個人でいいますと預金ですたいね、あったのが、もう既に数億円まで減っております。昨年度の2024年度の決算が1,650,000千円の赤字でございました。売上げは六十数億円でございます。

まず、こういう病院が全国にこげんあるとやろうかと、八女市みたいに六十数億円ぐらいの売上げで1,650,000千円も借金するようなまづ病院、大変だというのは常々聞いております。しかしながら、そういう病院があるかどうか、御存じのある方があつたらお聞かせ願いたいと思いますけど、いかがでしょうか。

暫時休憩になりますと困りますので、もういいです。実際、そういう企業があつたとすれば、もう民間なら倒産ですよね。来年度の話を私も厚生常任委員で公立八女総合病院企業団議会に入っています。来年度はどげんかいと事務局長に聞きましたら、頑張っておりますと、来年はと。何億円か減っとやろうかといったら、50,000千円ほどはというけんが、1兆円か何かの売上げしよって1,650,000千円やつたら、なかなか厳しかばってん、仕方がないかなと思いますが、たかだかといったらいかんばってん、60億円の売上げしかないのに1,650,000千円も赤字を出しそしたら継続できんやろうもんて。ましてや今言いましたように、70億円あつたやつがもう数億円ですよ。今年はもう8億円ばっかり借金しますからということで告げられておりますけれども、こういう状況に陥って、新築移転の話がまた継続してあると。

もし、万が一これがどういうふうな支払い方法になっているか私も分かりませんけれども、もちろん八女市だけじゃありません、これは一部事務組合、広川町と一緒にやっておりますので、広川町にも相談があろうと思いますけれども、こういう場合、どういう対策を考えておられますか、お聞きいたします。

○議長（橋本正敏君）

質問の趣旨がよく理解できていないようですので、もう一度お願ひいたします。

○13番（石橋義博君）

1,650,000千円、ようつと聞きよらんぎいかんばい。赤字でしょうが。これは一部事務組合とはいえ、行政とのつながりがあつてこそ（「分かりました」と呼ぶ者あり）分かったね。その場合、その関わり方として、責任の取り方としてはどうされますかと。

○健康福祉部長（平 武文君）

お答えいたします。

一部事務組合とはいえ、設置者は一部事務組合を構成する八女市と広川町でございますので、利益も、不利益も、それは設置者のところに最終的には返ってくるということでございますので、破綻した責任は、最終的には八女市と広川町で負うということになると思います。

○13番（石橋義博君）

そこで、私も市長とはそういう水面下での話はありますけれども、市長としてはどういう取扱いをされますか、そうなった場合ですね。なかなか答弁しにくかろうばってんが。破綻まで至る場合ですたいね。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

破綻した場合にどうするのかという御質問でございますが、当然、破綻した場合は、市が多くの財政的な負担を負うことになりますので、まずは破綻をしないように、それは現状の病院の現行の体制もそうですし、この再整備計画を今後進めていくに当たっても、破綻というのはまずない。

当然、物事に経営に100%はないわけでございますが、少しでもその破綻の可能性を減らす、経営の改善を図っていくというのが、今の一部署組合の構成自治体としての市の責任だと考えております。

以上です。

○13番（石橋義博君）

まさにあっちゃならんとですよね。

しかしながら、やはりここまで来れば、経営にまで踏み込んでやらないと、今の現状では私は支出の垂れ流しじゃないかなと思うところでございます。

私も、支出の部分をちょっと調べてみましたけれども、12項目ほど契約されて、支出されておりますけれども、そのうち8項目が公募型でございます。それも2社未満ですね。ほとんどはシステムです。人事給与、あとは薬、あとリハビリのシステム、感染管理システム、看護管理システム、いろいろな方法がシステムでございます。

調べてみると、1社もしくは2社で対応しております。当然、入札の部分もありますけれども、99.6とか99.2とか、それはいいです。私はどんな入札の形を取るかはいいですけれども、1,650,000千円の、70億円あったお金がもう数億円まで減った中で、やはり公募型、いわゆるプロポーザル、点数方式でございましょうけれども、点数よかけん、1番やったけんが、2社のうち、あんたが1番やったけんが、おたくと契約します、それも百歩譲って、それはそれでいいとしても、1,650,000千円の垂れ流しの支出、これは公表はちょっとせんといかんじやないかと思います。そして、ましてや2社しか集まらんとか、これはおかしくないかと。システム会社なんていうのは全国探せば、私は腐るほどあると思います。その中で2社しか公募しとらん。私も聞いてみたんです、このくらいかいと。そしたら来らっしゃれんとですよと。いや、そげんことはなかろうと。もし来んとであれば、呼びかけやんと、当然。そして、決まったところとは交渉はせないかんと。1,650,000千円の、これを聞いてある方、傍聴してある方、どこで1,650,000千円、六十数億円の売上げしかない中で

1,650,000千円の赤字ですよね。来年も同等の赤字を出す見込みでありますということで、支出に対してもうちょっと厳しくやらないと、破綻があつちやならんと言いながら、これは新築病院にもし八女市がかじを切った場合、これは元利ともで300億円という試算を病院のほうで出しております。

4割負担云々かんぬんとか、はっきり言ってそれはもう全然うそといったらいかんばってん、これは床面積が60万円未満に対しての4割です。これはもう既に七十数万円の計画を立てております。床面積で平米当たりですよ。ということは、それに対しては別途八女市が負わんといかんごとなつとつですよね。これはからくりがあつて、私も調べよります。

となると、4割じゃなくともう3割、幾らか分からんような状態ですね。この市庁舎もそうであったように、60億円から始まって、最終的には82億円ですかね、支払っております。こういうのが病院であるとなると、どれだけの借入れを起こす、八女市がその負担を負わないといかんかと。その場合、最低でも200億円は企業団と八女市が連携して連帯で負わんといかん。ましてやもう既に借財もある、その厳しい財政状況の中で、これからまだいろいろな先ほど申しましたように、消防署、学校、各種いろんな維持管理もせないかん、改修改善もせないかん、増築もせないかん。その中で、さらにまた赤字の病院ですよ。私も本当は、最初はどげんかして救済できんやろうか、どげんか立て直しのけんやろうかと思いましたけれども、調べれば調べるほどやり方がずさんでございます。調べれば調べるほどずさんでございますから、こげな支出の仕方によって、救済ができるのかなと。

もうここで新築の病院を建てて、医者もそのときは1人か2人ります、出ますと、計画しておりますと。当てもならんような話ですよね。それならば、もう今現在おらんといかんですね、それができるというのならば。今までにそういう状況をつくつとつかないかんとですよね。医師不足の中で、風評もあんまりよろしくありません。

7月の終わり頃、ここの職員も救急搬送されて、脳の手術ばせないかんといって迫られておりましたけれども、よその病院に行ったらとんでもない話ですよと言われて、今はもう復帰して仕事します。そういう本当はあんまりここで言うとおとしめるような話になるからあんまり言えませんけど、私も自転車で行きよって車と事故に遭って、もう4か月間痛かったんですよ。何の手当もしていただけませんでした。もう本当は言いたくないです。しかし、やはりまさに自助努力をして、できるだけ借金にならないようにやって、新しい病院という話なら別ですけど、医者はおらんとに新築、新築といって、挙げ句の先に行くのは市民がどうなるか。必ず職員の事務局長も責任を持ってと言いますが、その責任持つての担保は何なんだと。私から言わせると、気持ちだけじゃ担保にならんて。借金ができる時点では200億円でしょう。このまま1,650,000千円ずっと繰り返して、できた頃には550,000千円、八女市と広川町で頂いておりますから、11億円かもしれませんけれども、このまま5

年先に行くと、もう60億円近い。改善できればいいですけれども、できた頃にはもう既に新たに60億円の借金と、そして、さらに病院のこの借金とをやった場合、ちょっと病院としてはもう無理ですよねとなつた場合、そこら辺は当然、市長は、いや、やりますからというかじ取りはしていないと私は思っておりますけども、なつた場合、どうなるかというのはシミュレーションされてある。以前何かそげんな話ばしたと思ひますけれども、するべきだと。緊張感を持ってやりよらんと、じゃ、一部事務組合けん、独立法人けん、あそこはどうにかかるでしようと思ひよつと、恐ろしい状況になっておるということを私は言ひよつとですね。

これは市民の方は全然、一昨日も市民十数名の方とお話しする機会がありましたけれども、そういうことは全く存じ上げておりません。分かってありません。今、病院の現状がどうなっているか。

70億円あったお金はもう数億円まで減って、毎年1,650,000千円の借金ばしよると。改善策はというと、ほとんどなしておりませんし、なおかつこげな契約どんしてですたい、もうちょっとこれは厳しく契約というか、話合いをすると、私は下がらんかて思うばつてん、下がらんていうとですたいね。まさに垂れ流しじゃん、私から言わせると。

そういうふうにした場合、これは病院をもし仮に新築病院を建てた場合、このような状況が続いた場合、八女市はどれぐらい維持できますか。これは財政課長、部長でもいいですよ。維持できるか、想定でいいです。こうなつた場合、どうなるのかと。

○総務部長（坂田智子君）

八女市の財政については、先ほど課長が言いましたように、非常に今後、いろいろ財政負担がかかってくるという現状でございます。

それに加えて、今、議員がおっしゃつてある公立八女総合病院の関係の負担が出てくるというのは、非常に八女市にとっても財政の負担というのは大きくなつきますので、それは今の収入状況なりも鑑みますと、非常に厳しい状況にはなると認識をしております。

○13番（石橋義博君）

厳しいと、具体的に答えられんめばつてん、もう既に借金、市債370億円でございますね。これでまた破綻したとなれば、いや、現状で見込みがあればいいんですよ。もう既に550,000千円国の補助を出しどるわけですね。ですから、その範疇で運営できれば、それでも厳しいと。あと1億円か2億円くらいどがんかならんじやろうかという話なら、私もこれは職員さんたちを路頭に迷わすわけにもいかん。本来ならば、市民のための病院やけん、職員のための病院じやなかけんですね、本来ならそこまで考えちゃいかんとやろうばつてん、厳しい状況の中で市民病院、公立病院として、市民のための病院として、感染症が起きたときのことを考えれば、やはり私も残しておくべきかなと思っておりましたけれども、こういう運営の

仕方じや、これをやつたら、ましてや今一生懸命新築移転の話ばされておりますけど、これをやって、もし大失敗したら、私はもう返しきらんと思うとです。今のこの風評の中で、医師不足の中で、またそのスタッフの風評の中でですたい、もうちょっと頑張って自助努力して、信頼のある病院やけんなくしてほしくないみたいな話にあればいいけれども、何か私の聞くところによりますと、巡回されて、新築移転の話を企業長と事務長あたりで回っておられる中で、相当厳しい声を聞くと。私は1回も行っておりません。私は病院企業団議会で、しっかり特別委員会もしておりますから、もう同じことを聞いても、言っても意味がないと思って、私はここにとどめておりますけれども、そう聞いております。非常に厳しい意見が出ておると。

その中で、最終的に5年先、10年先に破綻して、破綻する前にはどうしてもやっぱり税金を上昇んといかんという状況になると思います。今よりも厳しい税負担を市民に強いいらんといかんようになると思います。

しかし、人口が増えて、収入が増えておれば、何とかそれは賄いもできるかもしれませんけれども、こういう人口も減って、これは前回も聞きましたけれども、常に聞いておりますけど、市民の所得は、もう平均所得は2割安かですよね。これから税金だけ上げられたら、とても八女市で暮らしていくんかという状況でしょうね。

私の前の古賀議員みたいに、私も本当にぎりぎり善意の気持ちを持って、もうどげんか助けてやれと言いたかばってん、これも言えない状況なんですよ。課長も恐怖に駆られておると思います。現状で見よると、これはどうにもこうにもいかん。これでやられたら、私は誰か課長ば代わってもらわんといかんぐらいな思いがあると私は思いますよ。

その中で、何でここで厳しく言っているのかと、本当は私も救済するためには弁明してやりたいと、よか病院ですよと言いたかばってんが、現状はそういう状況じゃないということを踏まえた上で、市長、今後どういうふうにやられるか。具体的にまで言及すると、なかなか世間の風当たりもありましょうから、そこら辺をちょっと踏まえて、見解をお聞きしたいと思います。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

公立八女総合病院の今後については、様々な課題、今、議員のほうから問題提起いただきましたけれども、本当に御指摘いただいたとおり、課題は山積していると思います。

ただ一方で、このままでは駄目だ、手遅れだといったような趣旨のことをおっしゃったかと思うんですが、私はまだまだ公立八女総合病院は、これからまたしっかり公立病院としての機能をしっかりと果たせる、その結果として市民の皆様の信頼を回復する、まだまだそのチャンスはあると思いますし、そういう方向に持っていくのが、企業団、一部事務組合で

あり、そして、その構成団体である八女市の責務だと思っております。

様々課題がある中で、それをどう解決していくかというのを、本当にこの短時間で語るのは難しいですけれども、やはりもう本当に一番は経営、市民の皆さんいろんなところで本当に信頼が揺らいでしまっている、場合によっては不信を持ってしまっておられる方もおられるというのは、私も懇談会に参加した中で本当に認識しておりますけれども、やはり多くの方が心配されていることの一つが経営面だと思います。

その経営面をどう改善していくかというところで様々、これはさきの議員の御質問にもあったとおり、例えば、診療報酬といった国の構造的な課題の部分もあれば、物価高騰みたいなところもありますし、ただ、公立八女総合病院においては、やはり一番の赤字の原因は医師不足、その医師不足をどう解消していくのかというところを、今、当然構成団体である広川町をはじめ、医師の派遣元である久留米大学や様々な関係者と議論をしているところでございます。

今後、その医師不足、病院が再整備されれば医師を派遣できる、その結果、経営が改善するという説明をされているわけですけれども、私もその説明だけでは不十分だと思っております。これは、先ほど答弁で申し上げたところとかなりますけれども、仮にこのまま病院の再整備計画を進めるとなつた場合でも、最終的に着工して、建設完了して、実際に新しい病院として運営を始めるまでには当然数年の時間がかかる。では、その数年の間に、現行の公立八女総合病院の経営がどうなるのかと、やはりそこの改善が図られないことには、今の現行の病院においても、しっかりと今の医師不足の状況が改善されないことには、次のステップには進めないと私は思っていますので、再整備計画、新しい病院の経営をどう改善するのかという議論に加えて、もちろん今の現行の病院の、それも赤字幅の縮小、それをどこまでできるかというところをしっかりとこれから議論を積み上げていくことが大事だと思っております。

以上です。

○13番（石橋義博君）

本当にそのところをよろしくお願ひしておきます。

喫緊に、拙速にやられて、八女市民に負担を強いるようなことにならないようにはお願ひしたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、550,000千円は国、もちろん広川町と合わせてですけれども、550,000千円、もう既に毎年補助しております。その中で、やっていただくということが私も理想でございます。もう黒字にせんでもいいと思うんです。まさに市民病院ですから、市民のための病院であれば、黒にせろとか、70億円この間あったやんのと、それも求めません。本来ならば、そこまでやってくれると助かりますけれども、現状、今はどこでも厳しい状況であろうと思いますので、そこまでは求められんと思いますけれども、こういうふうに

もうちょっと頑張っていただかんと、もう随意契約だ、点数制だと、そこに固執して、赤字垂れ流しあるいは話にならないように、経営の面、そのところはどうでしょうか、もう少し踏み込んで、もういよいよ困りましたと、市長どげんかならんでしょうかと、財政面で協力いただけんでしょうかという前に、行って手を伸ばさんと、2市1町がどうのこうのと言ひよらしたけれども、これもはつきり言って詐欺みたいな話ですよね。

先般、牛島議員も言われましたように、全く話合いはしとらんんですよね。連携、連携と言ひながら、全く話はしとらん。その中で、もう虚偽の中で、こういう新築移転、連携しとるなら、もう既に前市長も含めて、筑後市としっかり話ばしとかないかんやったっち。まだいまだにそういう唱えながら、実質的には具体的な話合いがなされているか、まずそれから聞きます。具体的な話をなされているかどうかをまず聞きたいと思います。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今御指摘いただいた、筑後市も含めて、今後のこの八女市の医療の在り方というのは、筑後医療圏という単位で考えないといけないと思いますので、そこは筑後市も含めて、広川町ですとか久留米大学、八女筑後医師会、筑後市立病院、そういった各主体、それは個別にもそうですし、全体での議論もしっかり今行っているところでございます。

以上です。

○13番（石橋義博君）

行っているんですね、間違いないですね。

以前はなかったということを聞いておりますので、簗原市長におかれましては、虚偽報告はないと私は信じておりますので、しっかりとやっていただきたいと。立て直すのであれば、立て直しいただきたいと。

私も切り捨てようと思つとらんとですよね。公立八女総合病院の職員さんも密かに私のところにいろいろあってお願ひしますと。私も言うとですたい。医師とか看護師、薬剤師は潰しがきくと。しかし、一般事務職は倒産したときは私たちは路頭に迷うと。どうにかお願ひしますと。私もそれに答えて、潰そうとは思うとらんとよと。しかし、こげな垂れ流しの状態で助けてくれと言われても、助けられんやんねと。

そもそもこれは市民病院で、市民のための病院が、市民が病院ば支えるごとなるようじや、まさにこれが本末転倒じゃないかと私は思っているわけですね。市民が支える病院とか、あり得んとですよね。そいけん、そこら辺をしっかりと市長、なかなかずばりとは言えないところもあると思います。しかし、私は聰明な市長を信じて、前回の市長選、頑張ってきております。これは本当ですよ。市民の方も、この間も言ったように、どげんのと。いきなりその結果を出すのはなかなか難しい、今、勉強ばしよらっしゃるけん、もうちょっと待つべき

だと、賢明である市長の考え方をもってすればですね。優秀な職員さんがおられますので、優秀な職員さんたちに聞いております。しっかりとミーティングをされていると。私の考えで、せからしかろうなというごとですね。せからしかごとはしていいと思うとですよ。やっぱりいろいろ聞いて、進捗状況、結果とかは聞くべきだと思うとですね。

そもそも、こう言うちやいかんばってんが、八女市出身でもないけんね。やっぱり八女市を把握するためには、いろんな声を聞いて、そして、よりよい方向で持っていくべきだと思っております。

これは病院もしっかりと学んでいただいて、私も学べば学ぶほど、知れば知るほど、だんだん嫌になってくつとですよね。さっきも言うたごと、どげんかいて、事務局長も知つてあるとおり、あんまりこう言っていいかどうか分かりませんけれども、言わんと知らしめんといかんけんですね。我々も一生懸命頑張りよつとですよ。再生についてどげんか努力をしなさいと。1,650,000千円どうにか努力をしなさいと。50,000千円と言われたときは、50,000千円までは回復すっとやろうか、16億円はどうにかできますという話かなと思ったら、1,650,000千円で50,000千円だけはどうにか努力したいと思いますと、そげな話じやなかところまで来とろうがて。来年は借入れはどやんすとやかと思うんですよね。何を担保にして借りようとする、そこまで私も心配しております。

これが後々になってから、もう借り入れられません、もういよいよできませんけんが、市長どうにかなりませんかとか、財政課とも話ばしておりますけれども、そうなつた場合、もう手遅れになると。手遅れじやないと言われるかもしだれんけど、私はちょっともう早うせんと手遅れになるのかなと。自助努力ばしてもらわんといかんです。そこにはやっぱり市長の英断で、中に入つていつて、経営にも直接踏み込まんといかんとなかやかと思っております。

以前、市のほうから出向もしておりますけど、なかなか言うこと聞かんげなですたい。最終的には地下に追いやられたということも言っておりました。そういうこっちゃいかんと。

市長、ちょっと英断で、この八女市民が集えるような、安心できるような病院づくり、よろしくお願ひして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

13番石橋義博議員の質問を終わります。

13時25分まで休憩します。

午後0時24分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番坂本治郎議員の質問を許します。

○3番（坂本治郎君）

皆さんこんにちは。議席番号3番、坂本治郎です。今回の一般質問は、空き家問題についてです。

私は八女に来て10年、もともとは地域の方よりつないでいただいた山奥の空き家を再生し、そこからのつながりの中から自然と移住者コミュニティが広がる現場を見てきました。僅かながら草の根で空き家問題に貢献できたと感じているのですが、それ以上に、毎年のように増える空き家だったり、解体されても縮小していく集落の現実を痛感しています。この場にいる方、オンライン傍聴されている方に申し上げますが、空き家問題は所有権や財産権の壁があり、市だけで解決できるものではありません。基本は持ち主のモラルや責任と意思の問題です。だからこそ、今、元気でいらっしゃる市民の皆様におかれましても、地域でお互いに声をかけ合い、持ち主にしっかりと呼びかけて、空き家バンクなどの市の制度と伴走しながら取り組んでいただきたいと心からお願ひ申し上げます。

今回の内容は、そういった所有者の方々、一部の方々をどうしても批判してしまうように聞こえる側面もあるかもしれません。しかしながら、こればかりは私も見て見ぬふりをできない問題です。未来にツケを残してはいけない、そんな思いを持って発言させていただきます。

詳細は質問席で述べさせていただきます。よろしくお願ひます。

○市長（簗原悠太朗君）

3番坂本治郎議員の一般質問にお答えいたします。

1、空き家問題について、(1)空き家バンク制度に関して、アのニーズや稼働状況は年々増えていると聞くが、具体的な伸びはどの程度かというお尋ねでございます。

八女市空き家バンク事業は、平成23年度に開始して以来、空き家数の増加に伴い、相談件数も年々増加しております。事業への関心度を示す指標の一つである利用登録者数は、当初5年間は年間20名から30名程度でございましたが、徐々に増加し、直近5年間では毎年約80名の方に新規登録いただいております。成約件数も増加傾向にあり、直近5年間では毎年10件以上、多い年には20件成約いただいております。

イの稼働率をさらに高める取組はできないか、スタッフ体制は十分かというお尋ねでございます。

稼働率の向上に向けて効率的な事業運用に努めておりますが、希望者のニーズが多様化するなどの理由により、成約まで時間を要しております。そのため、円滑に事業を進めるために、専門的な人材確保と併せてデジタル技術の導入により稼働率の向上に努めてまいります。

ウの外国人からの問合せや対応状況はどうかというお尋ねでございます。

空き家バンク制度は、要件を満たせばどなたでも御利用いただくことができます。これまでの利用実績としましては、制度開始以降、外国人の利用登録者の累計が7名で、そのうち2名に成約いたしております。

(2) 空き家解体後の税負担に関して、アの安全のために解体すると固定資産税が上がるのではなく制度上の矛盾ではないか、市の見解を問うというお尋ねでございます。

住宅が建っている土地につきましては、住宅用地の特例が適用される仕組みとなっており、税額が軽減されております。これは、国が国民の生活基盤である住宅を所有する支援として始まったものでございます。一方で、空き家に限らず、住宅を解体した土地は特例の対象から外れることとなり、通常の宅地として課税されることになります。国は、空き家等の解体後の土地の固定資産税の負担を軽減することは、ほかの更地との税負担の公平性の観点から、制度設計は難しいとの見解を示しており、市といたしましても同様に考えております。

(3) 災害警戒区域内の空き家について、アのレッドゾーン、イエローノーンの空き家は負の遺産となりやすいが、市はどう認識しているのかというお尋ねでございます。

土砂災害警戒区域内の空き家は、利活用や流通において一定の制約を抱えているのが実情でございます。本市の空き家バンク事業の登録要件においては、イエローノーン内の物件に特別な規制は設けておりませんが、レッドゾーン内の物件につきましては、安全性を考慮し、規制を設けております。

こういった危険区域内の空き家など、除却、利活用が非常に困難な物件が今後も増加すると想定されますので、国、福岡県及び関係機関と連携し、対応していく必要性があると認識しております。

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法の運用について、アの勧告、命令に進んだ件数などこれまでの実績はどうかというお尋ねでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告、命令につきましては、特定空家等に対して行った勧告、命令に基づき、所有者等が家屋を解体し、除却が完了した事例が1件ございます。

(5) コンパクトシティ構想について、アの空き家の増加と人口減少による集落衰退を踏まえれば、コンパクトシティの議論は不可欠ではないか、改めて市長の見解を問うというお尋ねでございます。

空き家の増加や人口減少の問題は、八女市に限らず、多くの地方都市が直面している重要課題であると認識しております。八女市の目指す姿として、主要な拠点1か所に全てを集中させるのではなく、中心拠点や副拠点、生活拠点等の多極的なコンパクト化を目指し、地域それぞれの特徴を生かして発展させ、一体となった八女市をつくることで、将来的に持続可能なまちづくりを目指しております。

引き続き、市民の皆様が安心して住み続けられるよう、各施策と連携して取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○3番（坂本治郎君）

まず、空き家バンク制度について伺います。

まず、八女の東西を比べると、西部は市場ニーズがあり、人口もある程度維持されています。一方で、東部は厳しい状況ですが、自然豊かな地域に住みたいというニーズは確実に存在し、働き方の自由化が進んだ今こそ移住・定住のチャンスがあると考えられるのですが、実際に聞く声には賃貸物件が全くないというものです。幾ら田舎の空き家が安いといっても、いきなりやってきて数百万円で購入するのは難しいです。お試し移住制度もありますが、数週間程度ではなくて、やはり数か月単位で住んでみるには賃貸が必要です。しかし、現状、空き家バンクに登録された賃貸物件はごく僅かで、不動産会社にも東部の賃貸はほとんどありません。

そこで、お尋ねします。空き家バンクに賃貸物件が増えないのはどのようなハードルがあるのでしょうか、お願いします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

どのようなハードルがあるかということでございますけれども、今の現状を申し上げますと、今、空き家バンクで執り行っています物件はほとんどが売買物件でございます。

その理由といたしましては、そもそも登録の動機といたしまして、所有者様が相談に来られるときに今後活用の予定がない物件を少しでも早く手放したいという方がほとんどでございます。仮に賃貸となりますと、借りる人が現れるとしても、またいつかはさらに老朽化した状態で自分の手元に戻ってくるということで、直ちに売却を望まれる方が多いと感じておるところでございます。

一方で、今度は借りる側の方々でございますけれども、自分の所有物でない物件をそれなりの費用を投じまして改修を行うという方々はほとんどございません。そうなりますと、所有者の方である程度傷んでいる部分の改修が必要になってくるわけでございます。所有者にとっては多額の設備投資をした分が家賃としていつ回収できるか、そういった懸念もございますので、そういった不透明な部分も心配されるというところで、なかなか賃貸に踏みきれない部分じゃなかろうかというところでございます。

先ほどの自然豊かな地域に住みたいという方々を対象に、今、上陽町の久木原地区に里山ながや星野川という賃貸住宅の一室をお借りしまして、無料で5日から20日間のお試し居住をしていただいております。令和元年から令和6年までの6年間の実績でございますけれど

も、29組ほどお試ししてこられました。そのうちの6組12名の方が八女市に移住してこられた状況でございます。特に八女東部地区につきましては、なかなか民間の業者さんの中でも少ない状況が続いておりますけれども、やはり我々の空き家バンク事業の中でもそういった状況が続いている状況でございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。ここで一つ、世の中の田舎移住のニーズが移り変わっている点について申し上げます。

私はこれまで、便宜上、自己紹介で移住者ですと名のることが多かったのですが、今思うのは、そもそも移住という言葉が重過ぎるのではないかとも感じています。確かに覚悟を決めて八女にやってきて、根を張るという方もいらっしゃいますが、もちろん地域の方もそういう方を求めているというのも分かりますが、多くの若者にとってはもっと気軽に引っ越す感覚で地方に住みたいということです。一部の声には当然、地域ルールや秩序を守れない移住者は要らないという意見も聞いたことがあります。当然、どう地域を尊重する方のみに来てもらうかという議論もしかるべきですが、これはまた別の機会にしますが、伝統的な言葉では、Uターン、Iターン、Jターンなどの言葉がありましたが、今は都会と田舎を行き来する2拠点居住をするOターン、海外から帰ってきて日本の田舎に住むグローバルターン、若者が自分らしい生き方を求めて地方を回るZターン、さらにはCターン、リモートターン、ワークターンなど、そのように暮らし方は多様化しています。こうしたカジュアルなニーズを受け入れる度量がある地域こそ、人を引きつけるのではないでしょうかと思います。

ところが、現状、そのインフラとしての賃貸物件は極端に不足しています。黒木町の中心には賃貸アパートが幾つかありますが、上陽町は先ほど申し上げられた長屋とほかにも1件、物件を確認できました。星野村や矢部村では、私がネット上で調べた限りでは情報がなく、実際にはあるかもしれません、これは外から来る人にとっては存在しないのと同じことです。実際に住める賃貸は地域のつながりの中で紹介されているにすぎず、市場としてほとんど機能していません。こうした現状を前提に空き家バンクや賃貸の仕組みをどう整備していくのか、特に山間部になりますが、市としての調査研究をされたことはありますでしょうか。

先ほどの多様なニーズでは、そこまでリフォームされた家は必要ないというのもあると思います。そういった声もあると思います。どうにかしてそういった点でも増やしていくべきか、改めて市の考えを伺います。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、カジュアルなニーズを受け入れる度量がある地域こそ人を引き寄

せるのではないかという言葉がありました。まさしくそうだろうと思っております。もっと身軽に八女に興味を持たれて、そして、関係人口、交流人口を通って、最終的には移住・定住につながるというのが我々定住対策課の最終的な目的と捉えているところでございます。

配信しております今現在の空き家の登録物件数、219件でございます。今まで126件が成約いただいておるところでございます。この成約物件126件のうち賃貸が38件でございまして、3割ほどしか賃貸物件がないような状況でございます。今、市のホームページに掲載しております29件のうち、1件しか賃貸物件はございません。そのような状況でございますので、今後、特に八女東部の地域振興にあっては、そういう方々をもっとオープンに引き寄せる魅力ある施策をやっていかなければいかんと考えているところでございます。

そういうことで、やはり早期の段階で今住んでおられる方々にもっとアプローチをしながら、さきの一般質問でもございましたとおり、我々が受け身の体制ではなくて、もう一步踏み込んだ、もっと攻めの施策をやっていくべきと捉えているところでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

攻めの施策として不動産会社と市の連携ができるかという観点からお聞きします。

空き家バンクは公共性の高い仕組みですが、契約や管理のノウハウは不動産会社が持っています。両者が十分に連携できれば、もっと移住促進に効果が出るのではないかでしょうか。例えば、旧町村ごとに最低1件、不動産会社と協力して空き家をお試し賃貸として提供し、気に入ればそのまま購入につなげていただく、こうした流れができれば、空き家バンクの弱点である賃貸の少なさを補えると思います。全国にも、八女にもお試し移住住宅がありますし、有名なところで言えば、高知県梼原町のように自治体が買い上げて、リフォーム後に販売するという例もあります。しかし、まず賃貸で暮らしてみて、その後、購入する仕組みというものは日本にはほとんどありません。

一方で、カナダ、アメリカの北米などにはレント・ツー・オウンという制度があり、リフォームしていないそのままの賃貸から自然に購入へとつなげる仕組みが定着しています。日本ではまだ一般的ではありませんが、八女の空き家課題には非常に相性がよいと考えます。市として不動産会社との連携を強化し、このような海外の仕組みを研究、検討いただけないでしょうか。こういう新しい取組は話題性もある挑戦になると思いますが、いかがでしょうか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

話題性にあまりとらわれ過ぎず、現状でやはり分析して、地域の実情に合った施策を取る

べきだと私は思っているところでございます。

民間企業との連携でございますけれども、市内18社の不動産会社と連携を取って、今、空き家対策の円滑な遂行についていろいろ議論を重ねているところでございます。先進的な取組、それから、いろんな地域の活動で取り組んでおられる空き家対策のN P O法人、それから、地域の実情に詳しい行政区長さん、民生委員さん、それから、行政機関の外郭団体でございますけれども、社会福祉協議会、そして地域包括支援センター、そういう公的な機関ともうまく連携を取ってやっていくべきじゃなかろうかと思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

次の質問に行きます。

民間の不動産会社の物件には看板や案内表示があり、外から来た人でもすぐにここが売り物件だ、買える物件だと分かる仕組みになっています。一方で、空き家バンクの物件にはそうした表示がなく、場所が分からぬいため、結局は市に連絡して職員に案内してもらう必要があります。しかし、移住希望者の多くは土日に動かれる方が多く、平日昼間しか案内できない市の体制とは大きなミスマッチがあるのではないかと予想します。そもそもどの家かを事前に分かった上で内見ができれば、お互いの時間のロスも減らせますし、職員の負担も軽減できます。

そこで、お尋ねします。外から来る人にも分かりやすいように、空き家バンクの物件について現地に看板や案内表示を設置する、サイト上で住所や位置情報を公開するといった工夫を進めることはできないでしょうか。これは住民にとって知名度の低い空き家バンクを広く浸透させることにもつながり得ると考えますし、職員の負担軽減、そして、稼働スピードを促進することにもつながり得ると思います。いかがでしょうか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

知名度の低い空き家バンクとおっしゃいましたけれども、やはり我々の努力不足かなと思っておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っておるところでございます。

また、本市の空き家バンク事業、この中で具体的な所有者さんの所在地を非公開にしている主な理由といたしましては、やはり所有者さんのプライバシー配慮を第一にしているところでございます。それに加えまして、ある程度特定されると、やはり離れた一戸建てとかになりますと、不法侵入、不法投棄、それから火災、放火という防犯上の懸念が想定されるところでございます。また、周辺地域への配慮も慎重な対応を取ってきたところでございます。

議員が先ほどおっしゃいました案内板の設置、それから、サイトへの掲載につきましては、

やはり物件が早く次の方にお渡しできるような流通促進を向上する上では有効な手段ではなかろうかと思っております。そういったことで、そういった導入については内部でも検討段階に入っているところでございます。

加えまして、せんだっての質疑でございますけれども、空家対策措置法が改正されまして、やはり特定空家になる前に早い段階で空き家の発生を抑制していかないといけないということで我々も危惧しているところでございますので、さらなる事業の認知度を図る上で、それから、物件の流通促進に向けて見直す時期が来ているんじやなかろうかと思っているところでございます。

今後、そういった登録物件を相談に来られるときに十分防犯上の説明も丁寧にしながら、所有者さんの意向を確認して、公開していいかどうか、それから、看板を設置していいかどうか、また、その看板につきましても宅建法の縛りがございますので、いろいろ精査をしながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

こういった情報の公開という観点から、ここで市民の方からいただいた苦情の声というものを紹介させていただきます。

これは大分昔の話にはなりますが、10年ほど前、当時はまだ空き家バンクが十分に機能しておらず、八女福島の伝建地区を中心に補助事業で空き家をリフォームする取組が進められ、その過程や物語がメディアでも大きく取り上げられたりすることがありました。しかし、その裏では、その空き家の情報に実際にアクセスできたのは一部の方々だけだったということです。もしその物件の存在を知りていれば、自分も借りてリフォームして活用したかったという市民がほかにも多くいたということです。これは情報が十分に公開されず、結果としてチャンスが限られた人に偏ってしまう、地方でしばしば見られる問題の一つだと思います。もしこういったところの情報の民主化がしっかりとていたら、福島の伝建地区は今頃もっと若い力で盛り上がっていたかもしれません。今後、こうした不公平感をなくすためにも空き家バンクは積極的に情報を発信し、市民からの認知と信頼を得て、誰もが公平にアクセスできる分かりやすい仕組みに改善していくことが必要だと考えます。こういった地方で起こつてしまいがちな問題点をぜひ御認識いただき、今後の業務改善につながるようよろしくお願ひします。

空き家バンクの登録者を増やすには、所有者にとって登録したほうが得だという仕組みをつくることが必要だと私は思います。その上で、市がしっかりと周知努力し、地域の中で口コミが広がっていくことも大切だと思います。例えば、施策として固定資産税の減免があれば大きな動機になり得ると思いますが、税制は国の制度に縛られており、市が自由に扱うこ

とは難しいと承知しています。

そこで、提案です。税の減免ではなく、補助金によるインセンティブ効果を狙うのはいかがでしょうか。例えば、空き家バンク登録奨励金として実質的に固定資産税相当額あるいはその一部を補填する形であれば、法的リスクを抑えつつ、実効性のある政策になると考えます。さらに、ほかの移住・定住政策に倣って2年や3年などの期間を限定した取組であれば、財政負担や公平性への懸念も和らげることができます。市としてこのような空き家バンク登録インセンティブ効果を狙うような補助金を導入する考えはないか、お伺いします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

我々担当課のほうに相談に来られる方、数名私も対応したんですけれども、そもそも空き家バンクに登録をする切実な思いで来られるわけなんですね。損得勘定で来られるということはほとんどございません。そういうことを踏まえまして、今現在の担当課の見解を申し上げますと、議員指摘の空き家バンクの登録を積極的に促す施策の必要性については執行部のほうも強く認識しているところでございます。

そこで、本市では、そういったインセンティブといいますが、登録を促す特典といたしまして、登録物件の資産価値を向上しようということで、契約を成立された後のそういったインセンティブに重きを置いているところでございます。具体的には、実際の成約につなげるために改修がどうしても必要な物件がございます。そういう改修費用に補助金をお渡しする。その補助金につきましては、所有者さん、それから、今度新しく契約される方につく補助金という形で、両方にインセンティブがつくような形をしております。さらには、今特にひとり暮らしの方が悩んでいらっしゃるのがやはり家財道具、仏壇をまだまだそこに残した形でどうしようかと悩んでおられる方々もいらっしゃいます。そういう家財道具の撤去費用、それから、簡単な庭木の撤去、そういった廃棄物の撤去費用も、満額100千円の限度でございますけれども、持ち主さん、それから新しく来られる方に補助金をつけさせていただいているところでございまして、ほかの自治体に比べますと手厚く行っているところでございます。

今後は、これらの支援策を一層分かりやすく周知していくかなくてはならないと思っているところでございます。空き家になる前の段階から所有者さんへ早期にアプローチいたしまして、適切な管理、活用の重要性をお伝えしながら、資産価値が下がる前に空き家バンクの、それから、空き家バンク以外、民間の事業者さんへの相談を促す仕組みづくりを積極的に進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。次の質問に移ります。

先に3番、災害警戒区域内の空き家について質問します。

今回はレッドゾーンに限定してお伺いします。

レッドゾーンの空き家は、事業もできない、不動産にも空き家バンクにも登録できない、無償で譲渡することすら難しいというのが現実です。国庫帰属制度はありますが、要件が厳しく、実際に利用できる方々はごく僅かです。建物の解体に加え、浄化槽や基礎の撤去も必要と伺っておりますので、物すごくお金がかかるということです。しかも、特定空家になる前なら壊してしまうと住宅用地特例が外れて税が上がってしまうため、更地にすることもためらわれています。まさにばば抜き状態で、代々所有者が悩み続ける構造的な問題があります。

市として直接できることは限られていると承知しておりますし、国や県と連携して対応していく必要性があると御回答いただきましたので、だからこそお尋ねします。例えば、レッドゾーンの解体後の土地については恒久的に税を減免できるように国に求めていただけないか、あるいは国庫帰属制度の運用をもっと現実的に緩和できるよう国に働きかけていただけないでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

レッドゾーンと相続土地国庫帰属制度についての御質問でございますけれども、まず、相続土地国庫帰属制度でございますけれども、議員が御指摘されているように条件が大変厳しくて、建物があつてはならないとか、権利がついている土地は駄目であるとか、あと費用も最低でも200千円は必要ということで、非常にハードルが高い制度であるということで私個人的にも感じております。ただ、この制度に対して、特に市として何か考えを持っているというのはございません。この制度の窓口については法務局になってございますので、市民の方からの相談等がございましたら、そちらのほうにつなげてまいりたいと思っております。

また、レッドゾーン、いわゆる土砂災害特別警戒区域でございますけれども、こちらに指定された土地の固定資産税につきましては、特定の原価補正率というものを適用いたして、評価額を下げております。よって、ほかの地域に比べて税額が下がっておりますので、国に対して恒久的な減税や減免を求めるることは考えておりません。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

次に、(2)と(4)について併せて伺います。

先日の服部議員の一般質問で特定空家は1件ということを伺いましたが、では、管理不全空家は市内には何件でしょうか。重ねて、この空家等対策の推進に関する特別措置法はどう

いう周期でどういう方がどのような項目で点検されているのか、お答えをお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現在、法に基づき認定しております管理不全空家はございません。

あと1件の御質問は……（「こういったものはどのような項目」と呼ぶ者あり）調査関係の項目。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

空き家の調査につきましては平成28年度に実施いたしまして、調査結果をデータベース化し、老朽危険家屋等除却促進事業などによる解体実績、それから現地調査、行政区長さんなどからの情報提供を基に適宜更新しながら把握に努めておるところでございます。

この空き家等実態調査は、空き家等に関するデータベースの整備など、空き家対策の基礎資料となることを目的として実施をいたしました。調査項目といたしましては、空き家の外観及び安全性が危惧される箇所の写真撮影や老朽度及び利活用度などでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

平成28年に点検されたということですが、この管理不全空家に関しては2023年から始まっている制度ですので、つまり、点検されていないという理解をしてよろしかったでしょうか。そして、それを次に点検するのはいつになりますでしょうか、よろしくお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

管理不全空家に該当するような空き家を市内全域、個別に調査するようなことは行っておりませんが、行政区長さんや地域の方からの情報提供、それから、職員が現場に出向く際、放置されている空き家がないかなど確認することで把握に努めておるところでございます。

管理不全空家は、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、制度化されたものでございますが、福岡県内の各自治体で構成しております福岡県空家対策連絡協議会におきまして、令和6年度の1年間をかけて判定の基準が検討され、本年3月に決定されたところであります。

このような中で、空家特別措置法の一部改正により空き家の活用拡大、管理の確保などの空き家対策が示されたことを踏まえまして、放置された空き家の状態を把握するための方策や対応を今後関係部局で連携して研究していく必要があると認識をしておるところでございます。

○3番（坂本治郎君）

私のほうからも先日の服部議員の意見に完全に同意で、市内を歩いて生活者の目で見てみれば、明らかに自然にのみ込まれようとしている家だったり、明らかに傾いている家を日常

的に見ます。実際どのくらいあるのか、本当に市は仕事しているんだろうかという市民の感想があると思いますし、私もそのように感じております。もし国の基準が狭過ぎて、現実にやっていないのであれば、例えば、八女市から基準の改善を国に要望していくべきだと思いますし、どうにかして点検、管理をするような何らかの促進を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

管理不全空家や特定管理の認定に当たっては、国、県の基準と併せて、当該空き家が公道などに面して通行上など特に危険性が高いことや、所有者等が確定していて、適正管理の指導を継続して行っても全く改善が見られないなどの事情を総合的に勘案して判断しているところでございます。

一方、行政処分による義務を課す以上は、事前に所有者等が主体的に適正管理や解体を行っていただくよう行政としてしっかりと働きかけを行うことが肝要であり、基準に合ったから即、管理不全空家や特定空家に認定したり、また、特定空家において認定後、権限を行使して勧告、命令、行政代執行と即時に措置を講じることは慎重に行うべきだらうと認識をしております。

また、行政代執行の活用については、市が強制力を発揮して行政代執行を数多くすることで、空き家の所有者等が空き家を放置すれば市が公費で解体してくれるなどと受け取られることも懸念されるところであります。

このような中で、放置されている空き家につきましては、所有者等へ面会や電話、文書などで適正な管理の指導を粘り強く行ったり、老朽危険家屋等除却促進事業により除却に結びつくなど、解体や適正管理に至るなどの成果が出ているところでございます。ちなみに令和6年度は、空き家の適正管理や除却促進事業など120件の対応を各支所と連携して行っております。また、老朽危険家屋の除却促進事業では、事業を始めた令和元年度から6年間で184件の解体に結びついているところでございます。

ただ一方、先ほど申しましたように、継続して強く適正管理の指導を行いましても全く改善が見られない放置された空き家については、空家特別措置法に基づく管理不全空家や特定空家の認定などについても当然視野に入れて進める必要があると認識をしております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

八女市内のとある空き家の事例について、市民から相談いただいた件を紹介します。

これはどこの空き家かは伏せますが、その物件は母屋の屋根が崩落し、別棟もかなり危険な状態にあります。さらに通学路にも面しており、市民から強い危険性の指摘がありました。

実際に地域住民からも大きな不安の声が上がっており、また、近隣の事業者からは買取って駐車場にしたいという利活用の要望もあります。にもかかわらず、所有者が遠方に住んでおられ、交渉が進まないため、危険な状態が放置されている状況があります。経済的な価値とニーズがある土地がタッチされずに危険な状態で存在しているという状況ですが、こうした場合、市が仲介に入る、あるいは行政代執行を活用するなどして地域の安全と利活用を両立させる仕組みが必要ではないかと思います。

ただし、先ほどの答弁にもありましたように、これは市の怠慢というよりも、法制度そのものの限界があるのではないかとも思います。特定空家に対しては撤去命令や行政代執行が法律上可能ということですが、実際に命令や代執行まで至った事例は全国でも少ない、十分な抑止力になっておりません。所有権や、財産権や、持ち主感情への配慮が優先され、市民への感情が後回しになってしまふ状況があるのではないかと私は思います。もし市として強制力を発揮できる枠組みに限界があるのであれば、こういったことは国に対してやはり制度改善を求めるべきだと私は思います。例えば、危険度の高い空き家は子どもたちの安全を守る観点から優先的に強制措置を可能にする仕組みなど、より現実的に使える制度を国に求めていただきたいと考えますが、こういった状況に関して市はどのように対応できますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、仲介の関係でございますが、空き家の所有者等と事業者の交渉などに直接市が仲介に入ることはできかねますが、遠方にお住まいの所有者などに市が適正管理を促す文書を送付する際、行政区長さんにお願いしまして、地域の現状や要望などについて作成していただいた文書を同封するなど地域と連携した取組を行っておるところでございます。

また、国への要望につきましては、空き家対策に関することについては、これまで全国市長会や九州市長会等を通じて財政措置などについて国に要望してまいりましたが、今後とも他自治体と連携して、必要な事項につきましては要望を行ってまいりたいと考えております。

○3番（坂本治郎君）

引き続き要望をよろしくお願ひます。

実際に2年前、8月に土橋商店街の一角が崩壊しました。幸い人けがはありませんでしたが、これは偶然です。その件に関しては、市としても安全性には懸念を持たれていたとは思いますが、所有者問題などが絡み、実際に屋根が落ちるまで放置されていたというのは、市民の安全に直結する深刻な問題でした。

さらに、私が市民から相談を受けた空き家は子どもたちの通学路に面しています。もし私

が子どもの頃だったら、土橋商店街に関しても冒険心をくすぐられて、面白そうだと思って危険なところに入って遊んでいたと思います。そんなときにもし崩壊が起きたら、命に関わる事故になり得ます。果たして、そうなったときに市は責任がないと言えるのでしょうか。

実際に行行政代執行を行える権限というものは市にあるはずです。市民の安全を守る立場として、こうした明確に危険性のある空き家に関しては徹底的に厳しい指導を行い、再発防止に向けて一層強い姿勢で臨んでいただきたい。もちろん、所有者責任や法的制約があることは十分理解できます。しかし、市民の安全を第一に考える以上、現行制度の限界を踏まえつつも、市と市民が力を合わせて、市でどうしようもないであれば国や県にも早急に要望いただき、最大限の取組を進めていただきたいと要望させていただき、次の質問に移ります。

次に、コンパクトシティの議論に関してですが、前提として、これは民主主義の難しいところかもしれません、コンパクトシティの議論は山間部に限らず、山間部に暮らす方々の心情に大きく影響されるため、市としてここに集約しますと打ち出すことは難しいと理解しています。こうした中で、笠原市長は何らかのビジョンを持って公言してくださっているという点は評価すべきことだと私は思っています。私自身も山間部に住む議員として、ここで発言することには勇気が要ります。しかし、八女の未来にツケを残さないためには、逃げてはいけない議論だとも考えています。

そして、現実として、山間部では子どもの減少や空き家の増加により、市の政策にかかわらず、コンパクトシティ的な流れが市場原理によって動いています。さらに本音を言えば、人口はこのまま維持できるわけがないと多くの人が感じていたりもしますし、自分たちは最後までここに住みたいが、子どもたちにはそんなことはしなくていいと思っている方もいらっしゃいます。それでも人口を維持するという理想のまま進んでいるということに、現実的に物事を考える若い世代ほど不安を抱いているという現実もあります。

新しい人を受け入れる仕組みをつくらずに、今ある暮らしを維持することだけを前提にすれば、行政コストや税負担はますます膨れ上がります。私は山間部の集落の最も上に住んでいますが、20年後を想像すると、果たしてどれだけの人が残っているのかと不安に思うこともあります。そのとき、私は60歳になりますが、果たして私世代の子どもたちがそこに住みたいと思うのか、これも正直な疑問です。私の周りは移住者の方々が散見されますし、子どもも生まれています。それでも600人の集落で、未就学児は指で数えられる程度です。

そこで、市長のビジョンであるブロックごとのコンパクト化、例えば、笠原であれば黒木が受皿になることは理解します。しかし、実際には、農業やなりわいがある方であれば笠原から家を黒木に建てて移る方もいらっしゃる一方で、それを飛び越えて久留米や広川に移ってしまう人も少なくありません。私の雑感では半分半分ぐらいの感覚がします。これは黒木に着地するというインセンティブが十分に働いていないということだと思います。

ここでの要因は、恐らく1つは、黒木町の中心と山間部のコミュニティは異なるという点で、安心して移り住める土壤が弱いということです。もう一つは、黒木中心部にも賃貸物件が少ないので、受皿のインフラが整っていないということです。ここが改善されない限り、自然に山間部の方が麓に住みたいという流れは生まれにくいと考えます。

そこで、お尋ねします。もちろん強制ではなく、御自身の意思で山の方が麓のまちへ自然と下りてきたくなるような仕組みというのは市として整えていくべきだと思いますが、この点について、市長のビジョンだけではなく、具体的な政策案はあるのかどうか、御意見をお願いします。

○市長（蓑原悠太朗君）

お答え申し上げます。

山間部の方が各旧町村の中心部に移り住みやすくなる、その後押しの具体的な政策についてのお尋ねだと理解しましたけれども、まず、そもそも山間部にいる方に中心部に移るための後押しをすべきなのか、そういったところの議論——もちろんその議論をするために、まず各町村、どういった将来像を目指すのかというそこを先に議論すべきだと思います。

このコンパクトシティの議論、過去の答弁でも述べておりますけれども、どうしても広い八女においてコンパクトシティというと郡部切捨てかいと指摘されることもある、非常にコンパクトシティという単語を言うことさえもタブーという空気感があるところは私も理解するところでございます。ただ一方で、議員御指摘のとおり、当然これから様々な政策を総動員して少しでも人口減少に歯止めをかけたい、人口が多いにこしたことはないですけれども、やはりこれから国内全体の人口がどんどん減少していく中で、人口が減少していく中においてもこの八女市、当然山間部も含めてどうやってこの八女市を発展させていくかというそのビジョンを描くことが大事だと思います。

じゃ、どうやってビジョンを描くのか。これからそのビジョン、未来像というものをつくる作業を今やっておりますので、それもしかるべきタイミングで皆様にお示ししたいと思うんですが、今、議員から御指摘のあった黒木町を例に取りますと、議員から御指摘があったとおり、黒木町と一つ申し上げても、昔は一つ一つが村で、議員お住まいの笠原と黒木以外にも当然大淵だったり、木屋だったり、串毛だったり、それぞれの地域でやはり一つのまとまりがある。それは15年前の八女市の合併の前に、さらに黒木町も小さな村、町が一つになったという経緯がありますので、そこは各土地のいろんな歴史、背景によってどのような将来像、ビジョンを描くかというのは、また土地土地によって変わってくると思います。

そういった意味でも、当然行政として一定の議論を主導しないといけないとは思いますけれども、それぞれの地域を将来どう持っていくかというのは、やはりそこに住む方々、その土地土地にある歴史だったり、文化だったり、背景に基づいてそういった議論は行うべきだ

と思ひますので、しっかり行政がその議論を引っ張りながらも、各地区の方に入っていたい、まずは将来像を描いていく。その将来像を実現するために、例えば、議員が御指摘いただいたような山間部から中心部に移りやすい政策を取るのか、もしくは山間部にでも住み続けられるようにするのか、そういういろいろな将来のビジョンに基づいた政策というものを作これから各地区ごとに考えていきたいと思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

この政策が、何らかの麓のまちの受皿がないということは、実際に八女より外に出でてしまうことも促進されてしまうという現実があるということをぜひ御理解いただき、次の質問に移りますが、市長はこれまで誰もが住みたいところに住める八女市を掲げてこられましたが、ただ、私はこの理念には2つの視点が抜け落ちているのではないかと予想しております。

1つは、お年寄りの方が山奥でひとり暮らし、体力が落ちて地域の集まりにも参加できず、孤立してしまっている現実です。つまり、不便だけど、どうしてもそこしか住めないから仕方なく住んでいるというケースです。もう一つは、外から自然豊かな場所に住みたいという若者のニーズがあっても、山間部との空き家のマッチングが不十分で住めないというケースです。

繰り返しますが、私はコンパクトシティを市が無理やり進めるべきではないと考えています。しかしながら、市場の流れがそうなっている以上は、その流れに沿って現段階で困っている課題に対応していく必要があるのかなと思っています。例えば、笠原から出でていく高齢者が広川町や久留米市に出ていかなくてもいいように黒木町に受皿を用意する。そして、その空いた空き家を空き家バンクに登録していただき、若い世代を山間部に呼び込むと。こうした循環の仕組みができれば、市内でのこういった循環が生み出せるのではないかと思いますが、この循環の仕組みなど何か御見解があればお願ひします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

議員御指摘の循環、今、議員から御指摘いただいたとおり、例えば、山間部でひとり暮らしで、高齢になって買物も行けないので、もうちょっと便利な場所に移り住みたいという方もいれば、また、外から田舎暮らしをしたいという方、そういういろんな方を受け入れる、いろんな多様性を受け入れる受皿というのは本当に必要だと思います。

そのときにどこの土地でどのように受け入れるかというところは、これはそれぞれの各地区、どのような姿を目指すのかという議論と併せて行うべきだと思いますけれども、ちょつ

と話は戻って、例えば、空き家バンクだったり、衣食住、様々な観点がありますので、住という観点では、議員から御指摘いただいたとおり、なかなかやはり住居を買う——今、私も空き家バンクを日々チェックしているんですけれども、本当に1,000千円、2,000千円単位という都会では考えられない価格で家がある一方で、特に若い人たちにとっては、やはり1,000千円単位のお金を簡単に準備するのは難しい。例えば、御紹介いただいた梼原町の例ですと10千円台でリフォームされた家に住めるということで、そういったところの金銭的なハードルを下げるというところは非常に重要な観点かなと思います。

そういう意味で、当然どういった人をターゲットにするのか。それは今、八女に住んでいる高齢者の方なのか、外から来る若者なのか。そういうところをしっかりと分析しつつ、ただ、どういった人でも来れる、それは住宅にしても賃貸なのか、売り物件、売り家なのか、また、空き家バンクを例に取りますと、リフォームしないと住めない家もあれば、すぐに住める家、じゃ、すぐに住める家だけがいいのかというと、逆に自分でリフォームして自分なりの家にしたいという需要もあるわけでございます。

そういう形で、今、本当にいろんな多様性、需要というのも非常に幅広くなっていますので、どういったところに特に需要があるのかというところをしっかりと分析した上で、今、山間部に住む人が移り住もうとする場合にも、また、都会から田舎に来ようとする場合にも八女を選んでもらう、八女の外に出すに八女にとどまつてもらう、八女を選んでもらうための仕組みというのはしっかりと総合的に考えてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

次に、実例として八女中心部のとあるエリアの話なんですが、上陽町から移り住んでこられた方が多く暮らしており、同じ地域出身の人たちとなら安心できるという感じでコミュニティが形成されている事例があると聞いております。これはつまり、八女から外に出ていかず、既存のコミュニティごとの受皿があれば、山間部から出ていく人の安心につながるという好事例ではないかと感じています。この視点から考えると、山間部の集落ごとに受皿をつくる仕組みも検討の余地があるのではないかと感じています。しかしながら、黒木町をはじめ、中心部でも高齢化や商店街の衰退が進んでいます。ここに新しい住宅を整備して受皿をつくるというのは、市の財政規模を考えると現実的ではありません。

そこで、一例として全国の事例から学ぶと、空き家や古民家を改修して高齢者が共同で暮らすような高齢者向けシェアハウス、あるいは多世代型のシェア住宅やN P Oによる小規模共同住宅などの取組は、孤立防止や生活費の軽減、地域とのつながりづくりに効果を上げています。政府も2025年、今年内に制度設計を進め、2028年度までに全国100か所の高齢者向けシェアハウスを整備する方針があるという報道もあっています。介護や地域ケアを併設し、

高齢者が安心して暮らせる住まいの選択肢を増やすという構想です。この方針は、八女市にとっても大きなチャンスになるのではないかと思います。特に麓のまちに位置し、山間部と中心をつなぐ拠点となるような黒木町は、ここで空き家や古民家を改修し、高齢者向けシェアハウスを整備すれば、孤立防止やコミュニティ維持、さらに地域経済の振興にもつながり得ます。新築ではなく既存資源を活用するということなので、財政負担も抑えられますし、自助による支え合いで公助を軽減するという意味でも有効的なことだと思います。

私はここで疑問に思ったのですが、もちろんシェアハウスだけでは正直、市場全体から言えば弱いと思いますし、私のような方であれば、シェアする楽しさを知っている同士であればシェア生活をしたいと思うのですが、果たして一般的な御年配の方がそういうものを好むのかという疑問があったのですが、しかし、これを実際に言ってこられたのが私の集落の御年配の方です。恐らく掘り起こしていくれば、ニーズはあるのではないかと私は予想しています。何よりも私はこういったトライをするべきだと思いますし、市としてこの国の動きに注目し、まずは黒木町でのモデル事業としてこういったことにトライするのはいかがでしょうか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

御紹介いただいた高齢者向けシェア住宅は、非常に面白いアイデアだなど今聞きながら思いました。一方で、ちょっと私が不勉強で具体的な国の方針だったりというところをまだ私が認識できていませんので、そこはしっかりと勉強させていただきたいと思います。

集落ごとに集団移転をするというのは、災害時、東日本大震災等でも見られた事例ですけれども、それをどこまで実際に今、八女に住まれている方が希望されるかというところもちょっと未知数ですので、そういったところは何よりそこに住んでおられる方の意向、当然そういうのを希望される方もいらっしゃると今お話をありがとうございましたが、やはりずっと生まれ育ったところに住み続けたいという方が大半なのかなというイメージを私はしていますので——ただ、もちろん高齢者の方も当然いろんな希望、需要というのが多様化している。そのときに仮に黒木でやるとなると、例えば、今、市営住宅が各地十分にありますし、空きが多いようなところも出てきていますので、そういった市営住宅というのも有効に活用できるのかなと今思ったんですが、いずれにせよ、そういった既存の資源を生かした多様な需要の受け入れができる体制、そういったところをしっかり構築してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

最後に、私がもう一つ提言したいのがあるのですが、まちの中心だけではなく、もちろん里山の美しさも未来に残していくべきだという点です。市長も当然、八女の里山の棚田の風

景を残したいという思いを持っていらっしゃるのは重々承知しております。もちろん私も理想を言えば全ての里山を平等に守ってほしいと思っているのですが、これは現実的なことを考えたら難しいのではないかと思います。これは10年先か、20年先か分かりませんが、いずれ選択と集中を迫られる残酷な局面が来るのではないかと私は思っています。そのときに基準をどう設けるか、今から議論を進めておく必要があるのではないかと思います。ここに関しては現段階では答弁を求めません。ぜひこの問題についても市としてしっかり議論していただきたいと思います。

以上、空き家対策やコンパクトシティの議論を通じて幾つかの提案と問題提起をさせていただきました。繰り返しますが、私は山間部に住む移住者であり、空き家再生や移住者コミュニティの形成を見てきました。その一方で、縮小していく集落の現実も目の当たりにしています。その現場感覚からの私の仮説は、山間部の集落が元気に長く続いていくためにはできるだけ長く同じ場所にしがみつくということではなく、無理せずに出ていってもいいという環境を整えてあげることが大切ではないかということです。こうした柔らかい風土が育つことで外からも人が入りやすくなり、新しい力が循環していくのではないかと考えています。当然、今回の私の発言には批判があり得るということも重々承知しています。しかし、この提言は、移住者が元気な里山集落に暮らす移住者議員としての実感からです。どうしたら少しでも長く地域が元気な状態で維持できるか、そして、必ずしも地域の維持存続にしがみつくのではなく、地域の方々の幸せな暮らしをどうつくっていくかを願う上で出てきた言葉です。そして、未来の子どもたちへのツケを残さないためにはどうすればよいか、未来の八女のためにもこうした考えをぜひ取り入れていただければ幸いです。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

3番坂本治郎議員の質問を終わります。

14時40分まで休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

9番高山正信議員の質問を許します。

○9番（高山正信君）

皆さんこんにちは。9番高山正信でございます。傍聴の皆様におかれましては、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本日4日目の4番目ということで、非常にお疲れのところとは思いますが、最後までよろ

しくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、大きく2点質問いたします。

まず1点目が八女市の農業について、2点目が立花町光友地区のまちづくり（土地利活用）についてでございます。

詳細につきましては質問席にて質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

9番高山正信議員の一般質問にお答えいたします。

1、八女市の農業について、(1)農業施設での盗難被害についてのお尋ねでございます。

農業施設での盗難被害につきましては、本年7月以降、八女市と広川町で農業用ハウスの銅線が連続して盗まれる被害が発生しております。また、昨年は八女市で収穫前の農産物が盗まれる被害も発生しております。

(2)防犯面での対策についてのお尋ねでございます。

本市としましては、警察やJA、農業者などとの情報共有を図るとともに、FM八女等を活用した注意喚起など、地域ぐるみでの防犯対策を実施しております。

今後も農業経営の安全・安心を確保するため、関係機関との連携体制を一層強化し、盗難被害の未然防止と被害の早期把握に努めてまいります。

(3)担い手の確保・育成についてのお尋ねでございます。

担い手の確保・育成につきましては、物価高騰など農家を取り巻く環境が厳しさを増している情勢において、農業を稼げる産業とすることが担い手の確保にもつながると考えております。

本市としましては、関係機関との連携強化を図りながら、引き続き新規就農者をはじめ、多様な担い手への支援策を講じるなど、農業・農村の持続的発展に努めてまいります。

2、立花町光友地区のまちづくり（土地利活用）について、(1)光友地区まちづくりの進捗状況についてのお尋ねでございます。

立花町光友地区のまちづくりにつきましては、土地利活用のゾーニングに基づき進めております。これまで、行政ゾーンでは、支所機能や地域コミュニティ機能等の集約を行い、住民の利便性の向上を図っております。

また、子育てゾーンでは、保育所の移転整備が進められております。

(2)企業誘致についてのお尋ねでございます。

企業誘致につきましては、雇用創出や地場産業の発展を目指し、より付加価値の高い企業を積極的に誘致してまいります。

今後計画されている一般国道3号広川八女バイパス整備による交通利便性の向上に伴い、立花町光友地区を含む八女東部地区の誘致可能性が広がると考えております。

(3)義務教育学校について及び(4)八女市総合体育館及び八女市立花体育館の今後の在り方については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

9番高山正信議員の一般質問にお答えします。

2、立花町光友地区のまちづくり（土地利活用）について、(3)義務教育学校について、令和6年3月に立花校区小中学校あり方検討委員会から報告をいただいた義務教育学校の設置検討につきましては、現在、立花校区小中学校整備基本計画の策定をしており、施設ゾーニングや建築計画の検討、概算事業費や整備スケジュール等の検討を行っております。

(4)八女市総合体育館及び八女市立花体育館の今後の在り方についてでございます。

八女市総合体育館及び八女市立花体育館の今後の在り方につきましては、両施設とも老朽化が課題となっておりますが、市民のスポーツ活動の場として重要な施設であり、安全面を重視した維持補修に努めてまいります。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

まず、八女の農業について、(1)の農業施設での盗難被害についてお伺いをいたします。

近年、農業は後継者不足、耕作放棄地の増加、気候変動による被害、または資材燃料高騰と、様々な課題を抱えておりますが、その中でも農業者の営農意欲を著しく低下させる深刻な問題の一つが盗難被害であります。農業者が丹精込めて育てた農作物や営農に不可欠な施設設備が被害に遭うことは、単なる経済的損失にとどまらず、農業継続そのものに影響を与えるかねません。私も今回、実際に被害に遭われた方のお話は聞いておりますが、農家の皆さんからは強い不安の声が寄せられております。

まず、被害についてお伺いしますが、最近、市内で発生している農業施設での盗難被害の件数、被害額、被害状況などはどうになっているのか。また、近年、農業施設以外での農作物等の盗難被害も併せてお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

本年7月5日から8月8日までの間に、八女市と広川町におきまして、農業用ハウス、イチゴ、ブドウに設置されております銅線が盗まれる被害が16件発生しております。具体的には八女市立花町でイチゴハウスで8件、広川町でイチゴハウスで6件、ブドウハウスで1件、桃のハウスで1件でございます。

被害の状況でございますけれども、イチゴハウスの燃焼用銅線などを切断して窃盗がなされておりまして、1か所数十メートル以上の銅線が盗まれたと聞き及んでおります。

被害額ですけれども、不明ということでお聞きしておりますと、復旧工事など数十万円かかるところもあると認識をしております。

施設以外の被害ということで、農作物の盗難被害の状況でございますけれども、昨年、福岡県内でキウイフルーツの盗難が相次いでおりまして、10月に糸島市、うきは市で数万個の被害ということで、11月には八女市で約750キロ、225千円相当の被害が発生しております。本年については、うきは市において、7、8月にかけまして、梨、イチジク等の盗難が発生したとお聞きしております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

8月の初めに夕方のニュースを見ていましたら、私の知り合いの方が銅線を窃盗されたということでテレビのインタビューを受けておりました。電話をして状況を聞くと、その時期的に苗床での作業が多くて、栽培用のハウスにあまり行かない時期であったと。もちろん、そのことを分かって窃盗に入っているのであろうということでしたが、もう一つ言われたのが、ほかにもハウスがあるので、夜も心配で眠れない、いつまた盗まれるか分からないという切実な声がありました。

今、課長の答弁で、被害額は不明で数十万円だろうということでしたが、私自身も被害を受けた方などに状況を確認したのですが、8件のうちの6件確認できたのですが、約300千円が1件、約350千円が2件、約400千円が1件、約500千円が1件、そして約1,000千円を超えるところが1件とのことでした。私は被害額の高さにびっくりしたところでございますが、しかし、このような情報もしっかり市として、行政として把握していただきたいと思っています。

それでは、警察やJA、市との情報共有はどのようになされているのか。また、関係者以外にも広く伝わるような啓発活動はされているのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

被害届が警察のほうに出まして、JAと関係機関には生産者の皆様に注意喚起と、それから不審車両、不審者目撃情報などの連絡をやってくださいということで要請はございます。

農業振興課としましては、まず、JAと情報共有に努めております。それから、併せて市の防災安全課とも共有して、必要に応じて警察への巡回パトロールのさらなる強化の要請やFM八女で注意喚起に努めておるところでございます。

また、JAにおきましては、関係部会とか関係部署から、JAコネクトというアプリがあるそうでございまして、会議、またそういった情報発信から、それから会議等を通じて、生産者へ被害状況ですか防犯対策も含めたところでの注意喚起を迅速に行っていただいてお

るところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

農家の方にはもちろんんですけど、一般の方にも広くこのような事案、事件があったことを啓発していただきたいと思っております。

近年の収穫前の農作物の盗難、また今回の銅線盗難が発生し、被害に遭われた方からは、生活に直結する損失で、非常に厳しい状況であると言われております。本当にそのとおりだとは思うんですが、いろいろな盗難被害が発生しているんですが、共済などの保険はあるのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

農業用生産施設、農業用ハウスについては、施設園芸共済がございますけれども、自然災害などの影響によります施設の復旧とか再建が基本となっておりまして、盗難被害は対象になっておりません。

農業用トラクターとか農機具類については、農機具共済というのがあるそうでございまして、一定の管理義務が前提となりますけれども、盗難被害も対象となるとお聞きしております。

それから、農作物の被害、これにつきましては、水稻・麦共済とか畑作の共済など、品目ごとの共済がございますけれども、盗難被害は対象となっていないような現状でございます。

それから、現在、自然災害以外の様々な要因に対応できる農業収入の減収を補償します収入保険というのが国のほうも加入促進がなされておりますけれども、盗難被害が要因での減収も当然対象となります。ただし、あくまで収入保険の組立てが年間農業収入額の減収という形での発動ということなので、局所的なケアにはなっていないというのが現状かなと思っております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

今回の銅線盗難被害には共済や保険はないということでございますが、であるならば、何よりもまず重要なのは被害を未然に防ぐための環境づくりであります。農業の方々が安心して営農に取り組むためには、防犯体制の強化が欠かせないと思っております。

そこで防犯面での対策についてお伺いしますが、まず現在、市として農業施設や農地を対象とした防犯カメラ、防犯灯設置など、防犯に関する補助制度があるのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

本市としましては、農業施設や農地を対象としました防犯カメラ、防犯灯の設置等の補助制度は現在はございません。

以上となります。

○9番（高山正信君）

市として、農業施設であったり、農地に対する防犯に関する補助制度はないとのことでしたけど、補助制度がない以上、現場での防犯体制をいかに強化していくのかが重要になってまいります。

これは今回の銅線窃盗被害後に、私の知り合いの方が、夜中に自分のハウスを見回りに行っていたら、自分のハウスにスマートライトが点灯した車が止まっていたとのことで、恐る恐る近づいていたら、別のところに住んである後継者の息子さんが見回りに来られていたということでございます。このように、個人でも夜間のパトロールをされている状況も皆さんには知っていただきたいと思っております。

お伺いしたいんですけど、警察やJAと連携して、重点監視地域のパトロール強化や地域住民への通報体制づくりは行われているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

昨年の果実の盗難、今年の農業用ハウスでの銅線盗難など、これまで警察を中心に関係機関への情報共有と注意喚起、パトロール強化が行われておりますし、JAからは生産者へ、市からは先ほど御説明のとおりFM八女を活用して、地域住民の皆様全体へという形で、それぞれの機関で可能な手段で注意喚起を行っているにとどまっております。

お尋ねされました連携したパトロール活動、通報体制づくりということでございますが、これまで情報共有にとどまっておりまして、今後は、生産者間、また地域ぐるみで防犯意識をさらに高めながら、関係部署、関係機関とのさらなる連携強化など、地域ぐるみでの安心・安全の確保が図られるよう努めていくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

私の知り合いのイチゴ農家さんが、収穫繁忙期に、夜中の3時前からヘッドライトをつけて収穫をされていたところ、地域住民の方が不審な人影ということで誤解されて、作物の盗難被害の可能性があると判断されて、警察に通報をされたとのことでした。もちろん、事情を聞かれて、盗難ではなく通常の収穫作業でしたが、夜中に異変を感じて、すぐに通報したということが、地域住民がそういった農作物の盗難を強く意識しているということで、その辺は盗難じゃなく、そういった形で終わったのでよかったですと思っております。

しかしながら、それでも忘れた頃に盗難被害は発生する状況を踏まえますと、現場任せの対応だけでは限界があります。農業施設や農地に対し、防犯に関する補助制度はないとのことでありますが、防犯機器には、防犯カメラ、フラッシュライトなどの防犯灯、センサーラームなど、いろいろなものがあり、銅線盗難被害後に防犯機器を設置される農家の方が増えているということでございます。設置することにより非常に防犯に対し有効な対策となると思っております。

そこで市長にお伺いしたいんですが、今回の盗難被害を受けて、農業共済等の対応もできない、また、農業施設や農地への防犯カメラや防犯灯などの防犯機器機材の設置など、防犯対策への支援もない状況の中、今後、市としてどのように防犯対策を強化していくのか、具体的に農家の方への防犯対策への支援ができないのか。またあわせまして、農業共済の補償が受けられない中、安定した農業経営の備えや被害のケアなど、様々な要因による減収に対応できる収入保険に対して、以前のような一部補助ができるいかをお伺いいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

この今般の農作物や農業に係る銅線等の盗難被害については、農業従事者の皆様の経済的な被害はもちろん、御指摘いただいたとおり、本当に労働意欲に対する影響が大きいなというところで、私も非常に大きな憤りを感じているところでございまして、その対策は市としても強化しなければならないと思っておるところでございます。

この盗難被害に対する直接的な対策として、今御紹介いただいた防犯カメラの設置ですかフラッシュライトの設置等、様々な対策ございますけれども、そちらについては、さきの一般質問でも御質問いただいたとおり、行政区単位等での防犯カメラの設置について、市からは補助金を出させていただいているところでございます。

ただ、そのカメラについては、例えば、作業場だったり農地だったり個別のところを映すというよりは、市が補助金を出すというところで、公共性の高い場所に設置するものという要件を課させていただいておるわけですけれども、当然、直接的に盗難被害の可能性が高い場所に設置すれば、その場所の被害を抑えられる可能性は高まっても、この八女市の場合、特にこの農地が非常に広大に広がっているという意味で、なかなか個別の農地に設置するというのはやはり難しいのかなと。一方で、車通りが多いところ、どこに設置すればいいのかというのもしっかり市で研究しながら、しかるべきところに防犯カメラを必要数設置できれば、後で盗難被害があったときに、例えばリレーで追って、その車が最終的にどこに逃げたのかですとか、どこから来たのかといったところは、警察もこれまで行方不明者の捜索等でも、そういう複数の防犯カメラを同時に活用することが功を奏した事例というのはございますので、引き続き防犯カメラの設置について、行政区単位等で設置する支援を行いつつも、

当然行政としてどこに設置すればいいのかという効果的な場所の検討というのもしっかりと行っていきたいと思います。

また、個別の農業従事者の皆様向けの対策については、今、市として独自の政策はないわけでございますが、県のほうで、福岡の果樹特別対策事業ということで、農業従事者の方への盗難対策を含む課題解決支援事業というものがございます。こちらは今回の盗難等の事例が続いた中で、市としてもこの県の事業について把握をしたところでございまして、しっかりと県に引き続き情報収集を行いながら、必要に応じて県の事業の御案内もさせていただく、また当然その中で、県の事業でカバーしきれないところについては市で行うべきところも引き続き農業従事者の皆様の話を聞きながら検討してまいりたいと思います。

最後に、収入の補償のところ、こちらも過去、コロナ禍のときに国からの交付金をもって八女市も含む各自治体がその収入補償に対する支援を行ったというふうに認識しておりますけれども、それをどこまで市として支援するか。当然その収入減のリスクというのは農業従事者の方に限らず商工業、全ての方のところにあるわけでございますので、限られた予算をどこに張っていくかという意味において、当然、農業の発展のために活性化のための予算は引き続きしっかりと充実させてまいりたいと思いますけれども、その収入補償の部分がいいのか、生産に直結する部分がいいのかというところの議論もあろうかと思いますので、その効果的な予算の使い方についても、しっかりと現場の皆様の御意見、各種団体の関係機関の皆様の御意見をお伺いしながら、検証してまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

収入保険の補助は、柳川市のほうはまだ続けられておりまし、京都府久御山町では農産物等防犯対策事業として、防犯カメラの購入及び設置工事費を補助、農業者が対象で、補助率は2分の1以内、上限100千円、1人につき2台までが補助対象など、実際に補助事業をされている自治体もありますので、前向きに考えていただきたいと思います。

このように盗難対策や収入の安定を図ることは、農業経営を守る上で欠かせません。しかし、その基盤を支える人材が不足していくには、いかなる対策も長続きしません。

そこで、担い手の確保、育成についてお伺いします。

まずお聞きしますが、盗難防止の仕組みや補助制度の充実を、担い手確保、育成の政策と一体的に進めることが必要だと考えますが、市としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

かねてから議員、担い手の確保、育成については御提言いただいております。農業農村、

また産地の維持発展のために最も重要な課題であると考えております。

昨今、生産資材の高騰など厳しい情勢でございます。営農技術の向上とか生産の効率化はもとより、様々な対策への費用負担がこれまで生じております。後継者の就農や農業者の新規参入が厳しくなってくるものと認識をしているところでございます。

市としまして、今回の盜難被害の防止に向けましては、関係機関、地域とのさらなる注意喚起、具体的に監視、通報、それから施設管理の徹底、啓発資材の活用などの対策も含めて連携強化に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど市長のほうから御紹介が一部ありましたけれども、補助制度ということでおいろいろ検索しまして、福岡県の関連事業ということで、社団法人の園芸振興協議会というのがございまして、そこで果樹産地の課題解決のための盜難防止対策が令和7年度から新規で出ておりますので、そういう事業も研究しながら、今後、JAと対策を検討していく必要があるというところも申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

担い手の確保、育成が農業の持続的発展にとって最も重要な課題であるということは私も共通の認識であります。しかし、現場の負担は依然として大きく、より具体的な支援が求められております。

そこでお伺いしたいんですが、若い担い手が安心して就農できる環境として、警察、JA、市の3者で盜難防止協議会や情報共有ネットワークなどを設ける考えはないか、お伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

御承知かと思いませんけれども、地域農業の様々な課題解決のために、JAとか関係町村、それから県の普及指導センターで構成しております八女地域農業振興推進協議会というのがございます。この下部組織に分野別に様々な専門部会で課題整理や対策を行っております。また、各地区におきまして、各所でいうと農林係、それからJAの各地区センター、普及指導センターがチームをつくって、定期的に地区の協議会というのを開催しておりますので、その中で地域の課題を共有しながら取組をいろいろ農政問題を進めております。

今回の盜難被害の対策も、これまで同様、当然、警察、JA、地域、また市の防災安全課等とは連携強化を図ってまいりますけれども、既存のこういった様々な会議のネットワークの中で、防犯対策も重要課題の一つとして、まずは取組を強化してまいりたいということを考えております。

○9番（高山正信君）

これは9月2日の西日本新聞の筑後版ですが、御存じとは思うんですけど、果物窃盗対策で連携、「うきは市とうきは署、JAにじは8月28日、耳納山麓地域で相次ぐ果物などの窃盗事件を防ぐための連携協定を締結した。被害防止や容疑者摘発に向けて協力する。自治体と警察、JAの3者による犯罪対策協定は県内初という。署やJAにじ管内のうきは市と久留米市田主丸町は果樹栽培が盛んで、市も「フルーツ王国」として大々的にPRしている。一方で、昨年はキウイ、今年は梨が大量に盗まれるなど窃盗被害が頻発している。具体的には、市は防犯カメラを10カ所程度設置したり、防犯ステッカーを製作したりする予算約500万円を9月定例市議会に提案する。」という内容でございます。これはまさに先ほど市長が言わされた、カメラをつけて追いかけていく、そういった目的のカメラだとは思います。個人的につけるんじゃなくてですね。しかしながら、こういったことをフルーツをはじめとして農業が盛んであるうきは市が県内で初めてされておりますので、よかつたらこういったのもしっかりとしていただきたいと思っております。

これまで担い手確保・育成についての重要性をお尋ねしてきました。先般の議会では、気候変動の影響と対策、今回、農業施設や農作物の盗難被害の対策ということで、生産者は様々な対策と費用が強いられており、将来における担い手減少に拍車がかかるなどを大変懸念しております。

最後に市長にお尋ねいたします。こういった状況の中、本日の盗難被害への要望など、防犯対策も含め、今後、担い手の確保、育成をどのようにお考えなのか。また、どのような支援を今後考えておられるのか、お伺いいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

この農業の担い手確保、様々な方策が本当に必要になりますけれども、これはかねてより私が申し上げておるところでございますが、やはりまずはしっかりとこの農業で食べていいける、農業を稼げる産業にするというところが大事だと思います。

そのための販路の確保ですか生産性の向上、稼げるようになりますというだけでも様々な取組が必要でございますけれども、やはりそれを実際に取り組んでいただくのは、当然、農業従事者の皆様、JAの関係者の方をはじめ、実際にやるのは現場の方々ですので、そういう方々と一緒にその思いを共有していくことも大事なのかなと思います。

そういった意味では、先週訪問させていただいた万博のオランダパビリオンでの環境制御型農業のシンポジウムも、ぜひ現場の方々にも同じ知見を共有させていただきたいという想いで、ナスと聞くと、農家の方々、議員御地元の立花の方も含めて来ていただきましたし、農協の担当者の方にも同行していただいて、最新の技術ですか、今後の海外を含めた連携の可能性について、様々共有をさせていただいたところでございます。

今、足元は厳しい状況にございますけれども、特に若い担い手を新しく確保するという意味では、やはり明るい農業の将来像を示すということも非常に大事なのかなと。そういった意味でも、当然足元の厳しい状況にしっかりと対処しつつも、この八女の農業が将来的に発展していく、その絵姿をしっかりと示していく、そのための生産性向上でしたり輸出も含めた販路の確保、そういったところの施策をしっかりと示してまいりたいと思います。

同時に、その足元の対処という意味では、これまで議論させていただきました盜難被害、本当に繰り返しになりますけれども、非常にゆゆしき問題だと思っております。やはりどうしても戸締まりをしっかりとすればいい住居と違って、農地というのは本当に対策が難しい、個人での自助が難しい部分でございますので、そういった意味でも公的な対策というのが重要になってくると思います。

今御紹介いただいたうきは市の事例も参考に、やはりこれも当然現場の方、農業従事者の方、そしてJAとの連携が、この防犯という観点でも必要不可欠だと思いますので、ちょうど先般、この対策について、JAふくおか八女のほうからも要望をいただいたところでございますので、しっかりと今後具体的に共同で何ができるのかというところを議論しながら、足元を安心して農業に従事できる環境整備というのも担い手確保の観点からしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

今回の一般質問で同僚議員も言われておりましたけど、今は農業で稼げても、稼げるから後継者ができるということじゃないと私のほうも思っております。そういった意味では、足元の身近なところからしっかりと進めていって、そういった方が来て稼げる農業になるように今後していっていただきたいと思います。

それでは、次の立花町光友地区のまちづくりについて、光友地区まちづくりの進捗状況についてお伺いいたします。

この立花町光友地区のまちづくりについては何度も質問をしております。立花町光友地区については、八女市都市計画マスタープランにより、立花支所周辺に地域の拠点として位置づけられ、八女市立地適正化計画により都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定をされ、地域の中核であり、将来の発展に直結する重要なエリアであるからでございます。しかしながら、具体的な進展がなかなか見えてこない状況が続いております。地域の方からも一体どうなっているのかと不安の声が寄せられております。

そこでまずお伺いします。これまで市は支所機能の集約はされているのですが、今現在、具体的にどこまで進んでいるのか。住宅商業ゾーンを含む、現時点での進捗をお伺いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

光友地区のまちづくりに関しましては、令和6年3月に立花地域における将来のまちづくり計画というものを策定いたしております。その中で、土地利活用のゾーニングを行っておりますので、そのゾーンごとに進捗状況を御報告させていただきたいと思います。

まず、行政ゾーンにつきましては、今、議員もおっしゃっていただきましたように、立花支所の改修、こちらについては完了いたしております。

続きまして、教育ゾーンにつきましては、義務教育学校に関する懇談会の開催ですとか、基本計画の策定が今年度進められているという状況です。

子育てゾーンにつきましては、民間保育施設が造成工事のほうに着手したという状況です。

住宅商業ゾーンにつきましては、商業施設の誘致ですとか、あとは住宅整備につきまして、これは企画政策課のほうで今継続的に情報収集に当たっております。

商業施設につきましては、買物拠点というところの視点で、地元の不動産業者さんにも御協力いただきながら、いろいろ見込みがないかとか、こういった探りも入れていただいておりますし、市としましても、可能性がありそうな企業に直接訪問をして、この光友地区のアピールをして、アプローチを行ったりしているところでございます。

住宅整備につきましても、地元の不動産業者さんに光友地区のポテンシャルとか、そういったものを探っていただきながら、今後、住宅整備用地として進めていく、その辺りの見込み、こういったものの調査を行っているところです。

しかしながら、現時点では進展と言える部分はまだございません。今後、官民連携の手法とともに研究を入れていきながら、今後の進展に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○9番（高山正信君）

今、課長言われましたように、いろいろな不動産の方に情報提供などをされているとか、スーパーなどの出店可能な店舗にアプローチをしていただいているのは私も承知しております。それでも進展がないというのは、道路の形状であったり、何らかの障害があるだろうと思っております。

そうであれば、今後どのように進めるのかという見通しがなければ、住民や事業者も将来設計が描けないとと思っております。研究します、検討しているということでは、地元の方にとつては何も示されていないのと同じではないかと思っております。

課長にお伺いします。市は光友地区の土地などの利活用について、具体的な工程表やスケジュールを策定しているのか、お伺いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

スケジュールに関する部分について御説明をいたします。

先ほど御説明しました立花地域における将来のまちづくり計画、まずこの中にどのように記載しているかということを御説明いたしますと、短期的な施策といたしまして、立花庁舎の改修事業、中期的な施策といたしまして義務教育学校の建設、民間保育施設の建設、県道久留米立花線の整備、住宅商業用地の整備、長期的な施策としまして、一般国道3号広川八女バイパスの整備を位置づけておるところでございます。

具体的なスケジュールということでございますけれども、こちらにつきましては、今後、各施策ごと進捗に応じて策定されていくと、そのように考えております。

そのような各施策ごとに今後出されてくるスケジュール、これは取りまとめていきながら、現行のまちづくり計画、これをブラッシュアップさせていく形で整理して、きちんと今後のスケジュールが出せるような、そういう形を整えていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○9番（高山正信君）

3年近く前ですが、この立花小学校の南側から東側にかけて太陽光発電施設の開発の話がありました。しかし、この周辺は光友地区の一番重要な地域であるから、行政としても義務教育学校も含めて、まちづくりを進めていくということで、太陽光発電施設の用地とならないようにと動いたわけでございます。しかし、依然、先が見えないような状況でございます。

それでは、このまちづくりを進めるに当たり、地域住民へこのエリアはこのように進めますよと行政から言われるものか、また地域の意見を聞かれて進めていかれるのかも地元にとっては重要なことだと思っております。

最初に伺った質問で、子育てゾーンにおいて民間保育施設の造成工事に着手されていると言われておりましたが、ほぼ造成工事は完了して、これは変わるかもしれないということですが、令和8年8月、来年8月頃の開園予定であるということでございます。この民間保育施設が開園されるのは、非常に地域にとっては重要な意味があると思っております。園長先生ともお話をしたのですが、地域が活性化するのであれば、いろいろな面で協力をしたいと言つていただいております。だからこそスピード感を持ってまちづくりを進めていただきたい。

お伺いしますが、これまでにゾーニングなどを公表されていますが、住民説明会や意見集約の場は設けられたのか、また今後設ける予定があるのかをお伺いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

御説明申し上げます。

これまで立花庁舎の改修、そして民間保育施設の整備等、動き始めたところでございます

が、今後、学校の在り方など、各ゾーンの具体的なスケジュールや方針が固まってくれば、土地利用の在り方というのが、より具体的に明確になってくると思います。

現時点では、先ほど申し上げました計画もまだ大まかな内容にすぎないという状況ですので、それを今後、そういったスケジュールや方針が示されることで、より具体的になる計画にしていって、地域住民の皆様にとっても、もっとイメージしやすいもの、そういったものにしていきたいと思います。

その上で、各事業の進捗とか、経過とか、タイミング、必要性等を勘案しながら、まちづくりの在り方ですとか、連携の在り方とか、そういったところを地域と行政で話し合っていくような場を設けていきたいと、そのような考えを持っております。

以上です。

○9番（高山正信君）

このまちづくりは行政の思いが独り歩きしてもいけない、地元との思いが一緒になって進めていかないといけないものだと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。次に、企業誘致についてでございます。

本市の将来の産業振興や雇用確保のためには、企業誘致は欠かせない課題の一つであります。しかしながら、以前よりすぐに誘致ができる土地を確保できないかと一般質問で質問をしているんですが、進出企業が決まらないとできないとの答弁であります。そうなりますと、八女市東部であったり光友地区に限らず、企業誘致自体が進まないのではないかと思っております。

そのような状況でありますが、八女市との合併前には、立花町四方堂地区では、工業団地の予定地であり、実際3つの企業が進出されております。また、この光友エリアは御存じとは思いますが、久留米立花線の拡幅工事も進んでおり、四、五年後にはおおよその完成イメージができると思っていますし、また、一般国道3号広川八女バイパス事業においても、立花町では用地の測量が進められております。このように、大きな道路のインフラ整備が進むということは、企業立地の魅力が高まるということだと思っております。

そこで課長にお伺いしますけど、本年度予算で計上された企業立地動向調査業務について、現在の進捗状況はどのようにになっているのか、また、既にまとめたデータや中間報告があればお聞かせください。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

企業立地動向調査業務の進捗でございますが、民間の大手リサーチ会社に業務委託をして進めております。7月中旬に2,000社の企業に調査票を発送しまして、回答締切りを8月末までとしておりました。現在、276社から有効回答を得ているとの報告を受けておりまして、

10月中旬頃に委託の業者から回答内容を取りまとめた中間報告を受けるようにしております。

○9番（高山正信君）

それでは、続けてお伺いします。企業立地動向調査では、どのような業種、規模の企業を対象としているのか。また、八女市のどのエリアへの需要を見込んで調査をしているのか、お伺いいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

業種につきましては、本市の地域特性、また発展可能性を鑑みまして、食品製造業、またIT等の先端技術産業を含む製造業、そして運輸業の3分野を主な対象として調査しております。

企業の規模につきましては、地域ごとに段階的な基準を設けております。福岡県内は資本金10,000千円以上、従業員20人以上の企業としておりますが、大きなところでは、九州を除く関東以西の地域、これは資本金30,000千円以上、従業員300人以上かつ売上高30億円以上の企業を対象としております。

立地事業のエリアでございますが、アンケート調査票に、八女市を紹介したパンフレットを同封して発送しております。このパンフレットに開発可能エリアということで、地図に3つのエリアを色分けして明示しております。1つ目が八女インターチェンジ周辺エリア、2つ目に市街地周辺エリア、そして3つ目に市街地東部、黒木エリアということでございます。今後、企業誘致の訪問の際には、この3つのエリアについて御案内、説明をしてまいりたいと考えております。

また、経済産業省の工業立地動向調査によりますと、企業が立地先を選ぶ決め手として本社、また他の自社工場への近さ、近接性ですね、また取引先との近接性を上げる割合が高いというデータがございます。このことから、既に福岡県や熊本県に本社や拠点を置く企業へのアプローチも誘致の可能性を高める上で有効であると考えております。

○9番（高山正信君）

この企業誘致も今のままで進まないではないかと、ちょっと不安に思っています。進出したいと思っても誘致できる土地はない、進出したいと言われても建物建築までには数年間を要するということであれば、企業用地には希望が持ちにくいというイメージがございます。

例えば、土地改良事業などでは、やる気のある農家の方がある程度まとまった土地を探して、そこの地権者に交渉するなりして農業団地として進めいかれております。企業誘致もそのような地元での取りまとめをしないと進まないのかと思ってしまうのですが、市として企業誘致を進めるに当たり、土地集約の主体は誰が担うべきだと考えておられるのか。また、行政はその過程でどこまで関与、支援をするつもりなのか、お伺いいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

まず、本市の場合、ある一定規模の産業団地ということになりますと、農地ということになりますので、土地集約の中心的な担い手、すなわち主体につきましては、その土地の所有者である地権者の皆様が最も望ましいのではないかと考えております。

やはり企業誘致の受皿であります産業団地の整備を進める上では、土地、地域及び地権者の皆様の同意が前提条件になりますので、この地域の主体性がありますと、事業のスピードもより速くなるということで考えております。

行政といたしましては、その地域を産業団地として整備すると意思決定をした場合には、もちろんその実現に向けて、計画から完成まで事業のあらゆる段階で積極的に関与しまして、事業の成就に向けて全力を尽くしてまいりと考えております。

○9番（高山正信君）

主体は地権者の皆様が最も望ましいとのことですですが、例えば、一般国道3号広川八女バイパス事業など大きなインフラの計画が進むことが分かっているのであれば、八女市として適地を早くに選定して進めていただくことも必要じゃないかと思いますので、どうかその辺をよろしくお願ひいたします。

次に、学校教育について質問いたします。

この義務教育学校に関しましては、教育長答弁にありますように、令和6年3月に立花校区小中学校あり方検討委員会により、校種変更及び老朽化による校舎の建て替えの要望書が出されております。

以前、令和6年3月に要望書が出される前の一般質問で、あり方検討委員会の設置から開校までどれくらいの期間がかかっているのかと質問をしております。そのときの答弁が、令和2年に開校しました矢部清流学園、こちらを例に例えますと、あり方検討委員会を設置されてから3年を経過した後に開校ということになっていますので、最低でも3年以上の期間が必要ではないかと考えますとのことでした。3年以上ならば、7年でも10年も3年以上ではありますが、矢部清流学園では3年でできているんですね。この立花学園はあり方検討委員会が設置されてからすると、もう2年半近く経過しております。このスピードのなさが何をしているのかと私も思いますが、検討委員会の委員をされた方はもちろん、地元の方も話がなくなったと思っている方もおられるほどでございます。今回、当初予算で立花小中学校の予算をつけていただいております。

そこでお伺いします。本年度予算に計上されている立花校区小中学校整備事業は、立花小中義務教育学校の基本計画業務委託ということですが、具体的にどういったところまで検討される予定で、現在どのような進捗状況にあるのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

本年度策定を予定しております立花校区小中学校整備基本計画につきましてでございますけれども、義務教育学校の施設整備の方針、学校施設のゾーニングや建築計画の検討、また概算事業費であったり整備スケジュール等の検討を行う予定でございまして、現在は整備計画地の現況整備などの業務を行っているところでございます。

また、先般より立花小中学校の運営協議会の代表、地元行政区長さんの代表、またPTAの代表の方々の皆様と併せまして、小中学校の校長先生に参加をいただきまして、地域懇談会を開催させていただいたところでございます。今後も地域の住民の方、保護者の方、教職員の方々と対話を重ねながら、義務教育学校の設置に向けた準備を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○9番（高山正信君）

続けてお聞きしますけど、立花小中義務教育学校が開校になる場合、立花小学校の既存体育館で大きさなどの規格は満たせるのか、また、この基本計画には、体育館をどのようにするかは含まれているのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

公立学校の新築、増築に際して、国が交付する補助金の算定基礎という面積基準がございますけれども、そちらと比較いたしますと、現行の立花小学校の面積では、少し面積が不足しているのではないかと認識をいたしているところでございます。

今後は、立花地区義務教育学校の体育館につきまして、現行の立花小学校の体育館の増改築や新築などの建築手法と併せまして整備スケジュールについての検討を行って、現在策定をしております基本計画の中において、その方向性を示させていただきたいと考えておるところでございます。

しかしながら、学校建設につきましては、多額の財政負担が予想されることでございますので、今後は市長部局と情報共有、連携を図りながら業務を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○9番（高山正信君）

規格を満たしていないということでございますが、次の社会体育施設での質問で触れますので、義務教育学校の今度はソフト面についてお伺いしたいのですが、教育長にお伺いいたします。

立花小中義務教育学校の開校に当たっては、特色、魅力ある学校づくりが重要であると考えます。しかし、その特色を形づくるに当たり、誰が主体となって進めるのかが不明確であります。地域の住民の声を中心にするのか、教育委員会が指導するのか、あるいは教職員や学校現場の意見を軸にするのか。主体をどこに置き、市はどのような立場で関わっていくのか、考えをお伺いいたします。

○教育長（城後慎一君）

お答えいたします。

義務教育学校につきましては、特に東部におきまして、立花のみならず、議員おっしゃるところ、魅力のある特色の際立った学校づくりを進めると、この必要があると考えております。そういう意味では、そういう危機感とか責任感を感じているところです。

教育委員会としましては、東部地域それぞれの地域性や諸条件、それから持続可能性等を鑑みて、特色化、個性化に向けて一通りの方向性を描いているところです。一方で、学校をはじめ、特に地域の方々の考えにも耳を傾け、地域に受け入れられる学校づくりも重要と考えておりますので、必要に応じて当該地域と組織との意見の調整、すり合わせをして、特色ある学校づくりを進めていきたいと思っております。

○9番（高山正信君）

私は、みさき学園のeスポーツは、本当に地域が推進する特色ある教育活動ではないかと思っています。eスポーツを機に不登校を克服された生徒もおられるということですが、新たに開校する場合、もちろん開校前に特色を打ち出して進めていく必要があると思っております。そういう意味では、今後の立花小中義務教育学校の開校までのスケジュールをはっきりと示していただくことが求められております。

市長にお伺いします。今、基本計画の策定をしておられます。策定後、いつまでに基本設計、実施設計、着工、そして開校という流れを考えているのか、できれば開校の時期もお聞かせください。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

教育長から冒頭答弁あったとおり、今この立花校区小中学校基本整備計画の策定をしている段階でございまして、こちらの基本計画の中で、具体的にどのような規模の学校にするのか、今御指摘いただいた特色もそうですし、体育館も含めて、どういった学校を目指していくのかという基本計画が示され、そこから具体的に、じゃ、どのような設計が必要になるのか、どのようなスケジュールになるのかというところが明らかになってくるものだと思います。

したがって、今は計画策定段階ですので、この計画が年度内で策定を予定しております

で、年度内に策定をして、その上で今後の具体的なスケジュールというのはしっかりと地元の皆様にお示しをしたいと思います。

これはもうどういったものにも言えることですけれども、先行き、見通しがないと、なかなか企業誘致もそうですし、地元の方もまちづくり、投資、どのぐらいやればいいのか分からぬと。やはり先行きを示すのは非常に大事だと思いますので、この光友地区のまちづくりにおいては、やはりこの義務教育学校というのは一つの大きな核になると思いますので、学校のスケジュールというのは、なるべく早くお示しできるように教育委員会としっかりと調整をしたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

去年の12月定例会で、義務教育学校の整備をスピード感を持って進めていただきたいと市長のほうに質問させていただきまして、市長答弁で、当然スピード感を持ってやっていきたい。要望書を読むだけでなく、私自身がその議論の中に入していく。学校に関する議論も前に進めていきたいと言つていただいておりますので、今後行われる懇談会にもぜひ参加していただけたらと思っております。これは要望でございます。

次に、最後の八女市総合体育館及び八女市立花体育館の今後の在り方についてでございます。

これは令和5年9月定例会の私の一般質問で、八女市総合体育館及び八女市立花体育館の両施設はそれぞれ機能を残していくのか、統廃合するのかとの質問に対して、前市長の答弁では、令和5年度になるんですが、少なくとも今年度内にはどういう方向で立花体育館、あるいは八女市総合体育館、あるいはその他のスポーツ施設をどうしていくのか、具体的に検討して結論を出さなければいけないとの答弁でございました。

そこでお伺いします。それからこの件に関しては何度か質問をしていますが、もう2年が経過しましたが、何の方向性も示されておりません。今現在、八女市立花体育館会及び八女市総合体育館はどのようにされるお考えなのか、具体的にお示しをお願いします。

○スポーツ振興課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

市では、体育施設の利用状況や老朽化の状況、それを基に両施設の在り方を検討してきました。その結果としまして、両施設ともに年間の利用件数が1,000件を超える状況がございます。大変利用頻度が高い施設でございますので、それぞれ引き続き安全に配慮しつつ、機能を維持する施設とすることを計画としております。

以上です。

○9番（高山正信君）

機能を維持するということであれば、八女市立花体育館は残すということだと思いますが、その目と鼻の先にある立花小学校は、義務教育学校で使用するには面積が足らないということでございます。

そこでお伺いしたいんですけど、義務教育学校の体育館を新築、改修する場合、その規模や仕様を立花体育館に代わる社会体育施設としても活用できるような施設にするという経済的にも効率化でき、市民の利便性も高まると思うんですが、市としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○スポーツ振興課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、今年度、立花校区の小中学校整備の基本計画を策定いたしております。その計画の中で、どういった活用ができるかなど、その方策については、所管となる学校教育課とほかの関係各課と連携協議を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○9番（高山正信君）

私は連携協議がまだうまくいっていないんじゃないかなと感じております。もっと横断的に協議をしていただき、今後はどこに道路が必要であるとか、農業用水などもある周辺にはありますので、そういった部署も関わってくると思いますので、横断的な連携をしっかりとしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最後に、市長に光友地区のまちづくりについてお伺いします。

この八女市立花体育館及び八女市総合体育館については約6年前から、そして立花町光友地区のまちづくりについては2年前から質問をしております。また、立花小中義務教育学校もあり方検討委員会からの要望書提出から2年近くがたとうとしております。市長に就任される前のことではありますが、しかし就任されて1年近く経過しております。これまでの経緯も含めて、いま一度、今後どのようにスピード感を持って進められていかれるのか、はつきりした答弁をお願いいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

先ほどの答弁とかぶりますけれども、やはりこの先行きをしっかりとお示しするというのは非常に大事だと思いますので、具体的なスケジュールというのはしっかりと今後お示しをしていきたいと思います。

そのときに、こちらもすみません、先ほどとかぶるんですが、今、立花校区小中学校整備基本計画をまさに策定をしておるところでして、この策定が終わらないことにはなかなか全

体のスケジュールもお示しできない。裏を返すと、この計画を策定しましたら、一定のこの学校も含めた光友地区の全体の学校の開校時期というのが、やはりこのまちづくりに当たっては大きな鍵となると思いますので、まずはそこの時期、義務教育学校の今後の開校までのスケジュールというものをまずはしっかりとお示しする、そこを優先的に今後やっていきたいと思いますので、そこは年度内の計画の策定をもって、その後なるべく早くお示しするというところは、ここで約束をしたいと思いますし、学校を核に今後それぞれのエリアをどういうふうに企業誘致も含めて開発を進めていくのかというところについても、ここは以前答弁申し上げたとおり、私もしっかりと関与して、基本的には体育館にしても学校にても教育委員会の所管にはなりますが、学校教育課長から答弁があったとおり、大きなお金が動く事業ということで、市長部局も当然に関わらないといけないと思っておりますので、私自身も当事者意識を持ってしっかりとスケジュール感の提示を含めて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

この基本計画が今年度に策定されて、来年度にはその中身によって、またこのまちづくりも進んでいくと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（橋本正敏君）

9番高山正信議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時44分 延会